

令和3年12月17日

◎下村委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(午前10時4分)

◎下村委員長 御報告いたします。梶原委員から、所用のため午前中の委員会を欠席したい旨の連絡がっております。

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、21日火曜日の委員会で協議していただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

お諮りします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 異議なしと認めます。

それでは日程に従い、議案について各部局の説明を受けることにします。

なお、補正予算のうち人件費の説明は、警察本部を除き部局長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思いますので御了承ください。

#### 《総務部》

◎下村委員長 それでは、総務部について行います。

初めに、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎徳重総務部長 それでは、まず、今回の補正予算の概要につきまして御説明をいたします。お手元の総務部という青いインデックスのついた総務委員会資料、議案補足説明資料の1ページ、令和3年度12月補正予算(案)の概要をお開きください。今回の12月補正予算(案)につきましては、当初分と国の経済対策に対応する追加分に区分し、提案をしております。

まず、B欄の当初分について御説明をいたします。

歳出の表の一番下、総計の欄でございますが、総額で30億3,165万5,000円の増額補正となっております。歳出の内訳といたしまして、(1)経常的経費は26億4,700万円余りとなっており、人件費の減額や、地方消費税清算金、地方消費税市町村交付金の増額などでございます。また、(2)投資的経費は3億8,400万円余りであり、新たな管理型最終処分場

の工事用道路の整備に係る負担金や、9月の台風第14号等による災害対応などに係る経費でございます。

これらの歳出を賄う上の表の歳入の補正につきましては、中段の（2）特定財源が3億1,400万円余りとなっております。内訳といたしましては、国庫支出金が1億700万円余りの減、県債が3億200万円の増、その他が1億1,900万円余りの増となっております。

上の段の（1）一般財源につきましては、27億1,600万円余りとなっております、内訳といたしまして、地方消費税清算金が22億6,600万円余り。財政調整基金の取崩しが4億5,000万円余りとなっております。

次に、追加分について御説明をいたします。

下の歳出の表の小計（C）の欄、一番下の総計でございますが、総額で235億8,026万8,000円の増額補正となっております。追加分のうち、経済対策が270億7,800万円余りとなっております。また、その他が34億9,700万円余りの減額となっておりますが、これは経済対策の補正に併せて、通常の公共事業に係る当初予算の内示差補正を行っているものでございます。経済対策の欄でございますが、歳出の内訳といたしまして、（1）経常的経費は32億6,600万円余りとなっております、ワクチン検査パッケージの利用に必要な検査の無料化や、生活福祉資金特例貸付の延長に必要な原資の積み増しなどがございます。（2）投資的経費は238億1,100万円余りであり、国の5か年加速化対策を活用した公共事業などがございます。

これらの歳出を賄う上の表の歳入の補正につきましては、中段の（2）特定財源が266億1,900万円余りとなっております。内訳といたしましては、国庫支出金が149億2,100万円余り、県債が109億5,700万円、その他が7億4,000万円余りとなっております。上段の一般財源につきましては、財政調整基金の取崩しが4億5,900万円余りとなっております。

なお、御説明いたしました当初分と追加分等を合わせますと、266億1,100万円余りとなっております、12月補正としては平成に入って以降で2番目の規模となっております。

以上、補正予算（案）の概要でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正予算の専決処分の概要につきまして御報告をいたします。同じ資料の2ページ、報第1号令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告の概要をお開きください。

こちらは、営業時間短縮要請対応臨時給付金、具体的には8月と9月に実施した県の対応ステージの引上げや飲食店等に対する営業時間短縮要請により影響を受けた事業者に対する県独自の給付金に要する経費につきまして、急施を要したため、11月26日に専決処分を行ったものでございます。下の表でございますが、補正額は16億2,962万7,000円となっております、全額財政調整基金の取崩しで対応しております。

次に、総務部関連の議案でございます。

第1号議案及び第20号議案の令和3年度高知県一般会計補正予算の所管分でございます。このうち第1号議案でございますが、お手元の冊子で右上に②とあります高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の5ページをお開きください。

今回補正予算でお願いいたしますのは、一般会計の総額で24億9,738万8,000円の増額補正でございます。内容といたしましては、人件費や地方消費税清算金などに関する補正でございます。このうち時間外勤務手当等を除く人件費につきましては、各課共通事項となりますので、私から一括して説明し、各課長からの説明は省略させていただきます。

人件費補正の主な理由といたしましては、人員の増減、職員の新陳代謝などによるものでございます。なお、今年度に人事委員会から勧告のありました期末手当の改定については、本年12月の期末手当の引下げを見送りましたので、勧告に基づく人件費の変動は今回はございません。人件費補正以外につきましては、行政管理課、財政課、税務課から歳入歳出補正予算を提出させていただいております。こちらにつきましては、後ほど担当課長から御説明を申し上げます。

次に、第20号議案、追加分でございますが、財政課から歳入補正予算を提出させていただいております。こちらも後ほど財政課長から説明をさせていただきます。

次に、条例その他議案でございます。お手元の冊子で右上に③とあります高知県議会定例会議案（条例その他）の表紙をおめくりいただき、目録を御覧ください。

総務部からは、第7号及び第8号の条例議案2件と、第14号及び報第1号のその他議案2件を提出させていただいております。各議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、報告事項でございます。

主な審議会等の状況について説明させていただきます。報告事項の資料のうち、審議会等という赤いインデックスを貼っております資料を御覧ください。表題に主な審議会等の状況（総務部10月7日～12月16日）と記載された資料でございます。

まず、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては、10月22日と11月30日に開催いたしまして、諮問案件2件について審議しており、うち1件は答申が決定され、1件は審議を継続することとなっております。

次に、高知県行政不服審査会でございます。今期につきましては、10月28日と11月24日に開催いたしまして、諮問案件5件について審議しており、うち3件は答申が決定され、2件は審議を継続することとなっております。

次に、高知県公文書開示審査会でございます。今期につきましては、10月12日と11月5日、12月7日に開催いたしまして、諮問案件3件について審議しており、いずれも審議を継続することとなっております。

次に、高知県個人情報保護制度委員会でございます。今期につきましては、11月4日に

開催いたしまして、諮問案件1件について審議し、答申が決定されております。

次に、自治紛争処理委員会議でございます。この会議は、地方自治法に基づく審決申請の審理を行うために開催しているものでございまして、第1回目の会議を11月30日に開催いたしまして、今後の本格的な審理に向け、代表自治紛争処理委員の互選や弁明書の提出要求について決定をしたところでございます。

なお、審議会の開催状況につきましては、担当課長の説明を省略させていただきます。

私からは以上でございます。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈行政管理課〉

◎下村委員長 初めに、行政管理課の説明を求めます。

◎岡本行政管理課長 まず、当課の補正予算につきまして、お手元の議案補足説明資料で御説明をさせていただきます。補足説明資料の中の赤色のインデックス、行政管理課の1ページをお願いいたします。表題に、時間外勤務手当等予算額・決算額の推移（知事部局）とある資料でございます。

平成28年度以降の時間外勤務手当等の状況について記載をしております。知事部局全体の予算額を当課で一括して計上しておりますが、年度途中の業務増への対応で必要となった場合は、例年12月議会で補正をお願いしております。

今年度は、R3の部分でございますが、新型コロナウイルス感染症対策などの様々な業務への対応のため、当初の見込みを上回る時間外勤務が発生しておりますことから、2億4,087万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。増額補正後の予算額は累計の欄ですが、昨年度の99.7%とほぼ同額で、昨年度の決算額と比較しますと約2,800万円の増となっております。

続きまして、資料の裏面、2ページをお願いいたします。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして御説明をいたします。

まず、条例改正の目的につきましては、国家公務員の特殊勤務手当について規定しました人事院規則が一部改正されたことを考慮し、感染症防疫の作業に従事する職員に支給する特殊勤務手当について、心身に著しい負担を与える作業に従事したときに支給額の加算ができるよう必要な改正をしようとするものでございます。

次に、2国の改正内容ですが、国においては、感染症法のI類及びII類感染症の病原体に汚染されている区域で患者の看護の作業等に従事したときに、日額290円の特殊勤務手当が支給されているところ、心身に著しい負担を与えると人事院が認める作業に従事したときは、100分の100に相当する額を加算して日額580円を支給する改正を行っております。

3条例等の主な改正内容ですが、本県の類似する特殊勤務手当を国の改正に準じて改正しようとするものでございます。

表の左側、現行では結核等の感染症の防疫作業等に従事したときは、日額290円の手当を支給することとしておりますが、右側、改正後のゴシック体の部分に記載しておりますとおり、国と同様に、心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事したときは、290円を加算し、日額580円を支給することといたします。

なお、人事委員会規則で定める作業は、感染症の患者またはその疑いがある者に接して行う作業を規則に規定する予定です。現状でこの加算が適用されるのは、福祉保健所が行う結核患者に対する病棟での面談調査が想定をされております。

あわせて、規則の改正部分ではございますけれども、改正後の1行目から3行目のとおり、手当の支給対象となる人事委員会規則で定める感染症について、国と同様に、感染症法のⅠ類及びⅡ類感染症に整理する予定です。

表の下、参考のところですが、新型コロナウイルス感染症防疫作業に従事したときは、別途290円から4,000円の特種勤務手当を支給しております。

施行期日につきましては、公布の日から施行することといたします。

行政管理課からの説明は以上でございます。

◎**下村委員長** 質疑を行います。

◎**田中委員** 人件費の総括説明をいただきました。私個人的に、過去2年、特にコロナ対応があつて非常にお忙しかつたというイメージがありまして、けど結果的に時間外が逆に年々少なくなっているんですね。その主な要因というのは分かりますか。

◎**岡本行政管理課長** 昨年度、時間外が減少した主な要因は、コロナによってイベント系が中止になつたというところが大きな要因としてあります。それから、出張が少なくなつた、テレビ会議、ウェブ会議になつたということも要因の一つとして挙げられると思います。

◎**田中委員** 分かりました。縮減していただいて、負担は減っているということは間違いないと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

◎**中根委員** 同じく時間外勤務ですけれども、凝縮されて忙しい担当課の人たちがいたときに、過度な過労にならないような手だてというのは、何かその努力をされたんでしょうか。

◎**岡本行政管理課長** おっしゃるように、例えば期間限定で忙しくなるところがございます。そうしたときには、組織を柔軟にいたしました。部局内、あるいは部局を超えた応援体制を構築しまして、例えば昨年度であれば、各種の給付金でありますとかワクチンの関係でありますとか、部局を超えた応援体制を構築して、1人の職員に過度な時間外、業務負担がかからないように工夫をいたしました。

◎**中根委員** 集中するところは集中して、本当に大変だなという感想を持っています。単純に予算の問題だけではなくて、ぜひとも労働安全衛生法の関係も含めて、行政管理課が

しっかりチェックをしていただくように要請したいと思います。

◎坂本委員 関連しますけれども、先ほど今回補正で増額する背景として、コロナ対応の職場などでそういったことも生じていると思うんですが、いわゆる過労死ライン超えの職員の人数の推移はどうなんでしょうか。

◎岡本行政管理課長 月100時間以上の時間外を実施した職員数で推移を見てみますと、延べですけれども、平成30年度が227人、令和元年度が161人、令和2年度が168人となっております。

◎坂本委員 イベント系の中止なども含めて、職場によってはいろいろ年度ごとの推移というのはあるかと思いますが、ぜひその辺は、先ほど中根委員も言われたように労働安全衛生法上の対応というのをきちんとよろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つ、部長が報告された中で、期末手当の改定については見送ったので、今回の補正には出てこないというお話がありました。これは年度をまたぐというような形での措置になるわけですがけれども、では退職者はどうなるのか、あるいは新採者はどうなるのか、いろいろ年度をまたぐことによる課題というのがあると思うんですが、そういったことへの対応というのは、どの時点で明らかになるんでしょうか。

◎岡本行政管理課長 今回、国家公務員と同様に、12月期で調整は見送り、来年の6月期でということで調整をさせていただきました。実際の調整の仕方といたしましては、国家公務員の取扱いを参考にしながら決定していくことになると思います。現時点で国の取扱いは出ておりませんが、国の取扱いが出次第、本県もしっかり検討して、取扱いを決めていくことになろうかと思ひます。

◎坂本委員 特に退職した人などの措置というの、いろいろと懸念するところもありますので、国の取扱いがいつの時点で明らかになるかというの、もうあろうかと思ひますが、年度をまたぐことによるいろんな弊害が職員の方に及ばないような対応をお願ひしておきたいと思ひます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

#### 〈財政課〉

◎下村委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎三橋財政課長 まず、一般会計補正予算について御説明をいたします。右上に②と書かれた議案説明書の14ページをお開きください。歳入予算について御説明をいたします。

12繰入金について、こちらは12月補正予算の財源として必要になります一般財源につきまして、財政調整基金の取崩しで対応するため、4億5,014万9,000円の増額補正をお願ひするものでございます。

次に、15ページをお願ひいたします。歳出についてでございます。

財政費の人件費以外では、17諸支出金の3公営企業支出金の補正がござひます。1電気

事業会計支出金につきまして、51万2,000円の増額補正をお願いするもので、電気事業会計における人件費の補正に伴うものでございます。

次に、右上に⑥と書かれました議案説明書の3ページをお開きください。

こちらの12繰入金につきまして、国の経済対策に対応するため、12月補正予算の追加分の財源として必要になります一般財源につきまして、こちらも財政調整基金の取崩しで対応するため、3億941万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補正予算に関しましては、以上でございます。

次に、右上に③と書かれました議案（条例その他）の29ページをお開きください。

第14号令和4年度当せん金付証券、いわゆる宝くじの販売総額に関する議案でございます。宝くじは当せん金付証券法によりまして、議会の議決をいただいた金額の範囲内で総務大臣の許可を得て販売できることとなっております。来年度の販売総額は、全国自治宝くじ事務協議会の販売計画を踏まえまして、今年度と同額の80億円に据え置きたいと考えております。

続きまして、右上に④と書かれました議案説明書（条例その他）の6ページをお開きください。

令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告でございます。先ほど部長からも御説明をいたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策における営業時間短縮要請対応臨時給付金に要する経費について、急施を要したため、11月26日付で専決処分を行ったものでございます。当課の所管につきましては、8ページをお願いいたします。

歳入の補正のみとなっております。内容といたしましては、財政調整基金の取崩しで対応するため、12繰入金について16億2,962万7,000円の増額補正を行ったものでございます。

財政課からの説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎田中委員 今回、営業時間短縮要請の協力金ということで専決報告なんですけれども、今までの過去の専決について同じ内容で調べてみますと、8月20日が多分1回目でこれが始まったと思うんです。続いて8月26日、今回が3回目の専決になると思います。手続上の問題で確認をさせていただきたいんですけど、今回は先ほど御説明あったように、財政調整基金を崩した繰入金なので地方自治法第179条で持ってくるのが当然でありますけれども、過去の1回目、2回目に関しては、全部国庫支出金でやっているの、本来であれば、知事の権限として第180条でいけるはずなんです、あえて両方とも第179条第1項を使っているんですね。ここの意図といたしますか、少し説明いただければと思います。

◎三橋財政課長 専決処分の根拠といたしまして、御指摘のとおり地方自治法には第179条と第180条という2つの根拠がございます。このうち第179条につきましては、特に緊急

を要する場合に専決できるとされておりまして、議会に報告しまして承認を求めるとされておりまして、第180条につきましては、議決により指定されたものが専決できるとされておりまして、こちらは議会に報告をすることとなっております。第180条で知事が専決処分できる事項として議決をいただいているわけでございますけれども、こちらとしては、例えば一定額の工事の変更ですとか、今御指摘のとおり全額国費とする事業が対象とされているところでございます。

本県におきましては、国費の事業としては、今までは例えば衆議院の解散に伴います選挙に要する経費といった制度的なものを第180条で専決処分を行わせていただいたところでございます。

御指摘のとおり、臨時給付金は国費である臨時交付金を活用しておりますので、第180条で専決ができるというものでございますけれども、臨時交付金は自治体の考え方によりまして比較的柔軟に活用できるといった性質がございますので、専決処分の中では丁寧なプロセスを踏む必要があるだろうと判断をいたしまして、第180条ではなくて第179条による専決処分を行い議会に報告をして承認をいただきたいという思いから、第179条によりまず専決処分を行わせていただいたものでございます。

◎田中委員 詳しい御説明ありがとうございます。なぜ言うかということ、やっぱりコロナ関係で市町村も専決処分をたくさん打っているわけです。そんな中で、詳細に全てを私が調べているわけではないんですけど、県が専決処分をやってしまうと、今課長に御説明いただいたように高知県としてはあえて第180条ではなく第179条で議会に対して承認を求めてきていただいているわけで、議員側としてはありがたいことなんですけれども、やっぱり市町村にとってはそこまでなかなか分からなくて、県も出しているからいいでしょうみたいなことで意外と第180条を使っているんですね。

そういう意味合いでは、言い方はあれですけど、乱発みたいに見られるところもあるけれども、高知県としては、それだけ第180条でいけることも第179条で出しているんですよということを、あえて私も質問させていただいて、県はこういう姿勢でやっていますということを、県民の方にも知っていただきたいし、市町村にも知っていただきたいという思いで質問をさせていただきました。引き続き、高知県としてはそういった思いで、あえて第179条で持ってきているというのをぜひ続けていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎下村委員長 その辺りについて、部長、何か御意見がありましたらどうぞ。

◎徳重総務部長 田中委員の御指摘のように、県と市町村が判断が分かれているということは、もともと制度上はどちらの根拠規定でいくかというのは、定例的にはもちろん書いてはあるんですけども、団体ごとでどちらに該当していくんだらうというのを適切に判断していただくことが大事なのかなと思っております。



確かに、財政上はもちろん国の交付金を使っているわけなので、特定財源、しかも全額国庫のものを使っているということで、要件的には当てはまらないことはないとも思うんですけれども、ただ一方で、臨時交付金の性質を考えた上で、やはり衆議院の解散総選挙の補助金などと違って一定自由度があるということで、県としては、ある程度の判断を持って使える財源を今回は充てさせていただくということで、第179条のほうを使っているということになります。もちろん第179条を使ってはいけないとか、第180条になるんだ、その団体がおかしいというわけではないんですけれども、県としては、このように自由度のある財源だからこそ第179条を選んだということは、しっかりと御理解いただくようにしたいと思っております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

#### 〈税務課〉

◎下村委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎久保税務課長 税務課が提出しております令和3年度一般会計補正予算案につきまして御説明申し上げます。お手元の右上に②と書かれました議案説明書（補正予算）の16ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正予算案につきまして御説明申し上げます。地方消費税清算金に係る収入でございます。地方消費税は、国税である消費税とともに、各課税業者が本店の所在地を管轄する税務署に他県にある支店などが支払いました地方消費税も含めて一括して納付することとなっております。そのため、地方消費税の税収を最終消費地となります都道府県に帰属させるために、小売年間販売額に関するデータや人口などを基準といたしまして、各都道府県間で清算を行うこととなっております。このため、全国の都道府県との清算によりまして、各県とも収入と支出が発生いたしますが、この歳入に計上しておりますものは、他県から本県に払い込まれるものでございます。この地方消費税の全国の払込額は、当初の見込みを上回る見通しとなりましたことから、22億6,600万円余りの増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、17ページの歳出の補正予算案でございます。先ほど御説明させていただきました地方消費税の払込額の増加などによりまして、関連いたします地方消費税関係の3つの歳出と、個人県民税の徴収取扱費につきまして、増額の補正をさせていただこうとするものでございます。

まず、右端の説明欄の2賦課徴収費の地方消費税徴収取扱費負担金でございます。先ほども申し上げましたとおり、地方消費税は国税である消費税とともに税務署に申告納付されまして、その後、国から県に払い込まれます。このため、国において、都道府県税である地方消費税の賦課徴収に要する経費を負担するため、地方税法の規定に基づきまして、払込額の一定割合を国に支出するものでございます。今回、地方消費税の払込額の増加が

見込まれますことから、270万円余りの増額補正をお願いするものでございます。

次に、3 納税促進費にあります個人県民税徴収取扱費市町村交付金でございます。個人県民税は、市町村におきまして、個人の市町村民税と合わせて賦課徴収されますことから、市町村における賦課徴収に要する経費を地方税法の規定に基づき交付するものでございます。この徴収取扱費の算定は、納税義務者数や過誤納金の還付額、また県民税の配当割、株式等譲渡所得割の控除未済額などを基礎としておりますが、これらの経費が当初の見込みを上回る見通しとなりましたことから、1,200万円余りの増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下にあります諸支出金の中の地方消費税清算金でございます。

こちらは、歳入で説明させていただきました地方消費税を都道府県間で清算を行った結果、本県が他県に対して支払うものでございます。清算金収入と同様に、清算積算の基礎となります払込額が当初の見込みを上回る見通しとなりましたことから、清算金支出を11億円余り増額させていただこうとするものでございます。

最後に、その下の地方消費税市町村交付金でございます。地方消費税の都道府県間清算後の額につきまして、その2分の1を地方税法の規定に基づきまして、市町村に交付するものでございます。こちらも同様の理由によりまして、11億3,600万円余りの増額の補正をお願いするものでございます。

以上で、税務課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

#### 〈市町村振興課〉

◎下村委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎平本市町村振興課長 当課からは、高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして御説明させていただきます。資料④議案説明書（条例その他）の1ページをお願いいたします。中段が当課の関連でございます。

令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、その附則第14条で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が一部改正されたところでございます。このマイナンバー法第9条では、マイナンバーの利用範囲が制限されておりまして、同条第1項から第5項に規定された事務以外には使用することができないこととされております。

今回の法改正によりまして、行政機関がマイナンバー制度のためにつくられた情報提供

ネットワークシステムを通じて、戸籍関係情報を確認する手段を提供可能とするよう、第3項が追加されることとなりましたため、旧の第3項から第5項までが1項ずつ繰り下げられることとなりました。そのため、マイナンバー法第9条の規定を引用しております本条例の規定の整理を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、法律の施行日と合わせまして令和4年1月11日としております。

当課からの説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎中根委員 新たに、行政機関がマイナンバーを通して個人情報を得られるような中身を追加したということですか。

◎平本市町村振興課長 改正の概要につきましては、法務省で、この戸籍の副本データ管理システムというものがございまして、これを発展する形で新システムをつくらうというようにしたところでございます。それに併せまして、役所に申請手続をする際に従来であれば本籍地から戸籍を取り寄せて団体に申請するという形になっておりましたが、今回の改正によりまして、住民の方が役所に申請をすれば、マイナンバーとそのシステムを通じて戸籍が確認できるというような形の改正でございます。

◎中根委員 分かりました。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

#### 《会計管理局》

◎下村委員長 続いて、会計管理局について行います。

議案について会計管理局長の説明を求めます。

◎井上会計管理者兼会計管理局長 会計管理局所管の12月補正予算につきまして御説明いたします。資料②議案説明書（補正予算）の160ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算は、全額人件費に係るもので、会計管理局全体で51万円の減額をお願いするものでございます。主な理由といたしましては、人員の増減、職員の新陳代謝などによるものでございます。

なお、今年度に人事委員会から勧告のありました期末手当の改定につきましては、本年12月の期末手当の引下げが見送られましたことから、勧告に基づく人件費の変動はございません。

続きまして、210ページをお開きください。

総務事務センターの給与等集中管理特別会計の補正予算でございます。これは、各所属の人件費の補正に対応して行うものでございまして、3億4,400万円の減額をお願いするものでございます。補正予算の主な理由といたしましては、教育職の配置数の確定に伴う

減や職員の新陳代謝等によるものでございます。

以上で、説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

#### 《教育委員会》

◎下村委員長 続いて、教育委員会について行います。

初めに、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎伊藤教育長 それでは、まず議案の説明をさせていただきます。12月議会に提出をしております教育委員会関係の議案は、第1号令和3年度高知県一般会計補正予算と条例その他議案の2件の計3件でございます。

それでは、令和3年度一般会計補正予算につきまして御説明をいたします。資料②令和3年12月高知県議会定例会議案説明書(補正予算)の165ページをお願いいたします。教育委員会所管の補正予算はここにありますように、総額で2億9,436万2,000円の減額となっております。

まず、教育政策課から生涯学習課までの5課に係る人件費につきましては、人員の増減や職員の新陳代謝に伴い、合計で3億3,487万7,000円の減額補正をお願いすることになっております。この補正額のところで言いますと、まず増額になっておりますのが、教育政策課の3,602万2,000円、それから下から2つ目にあります生涯学習課の125万7,000円のうち25万7,000円が増額分となっております。小中学校課の補正額1億9,746万6,000円、高等学校課の1億3,084万7,000円、特別支援教育課の4,284万3,000円が人件費における減額分となりまして、トータルで3億3,487万7,000円の減額補正となっております。

なお、今年度の人事委員会から勧告がありました期末手当の改定につきましては、本年12月の期末手当の引上げを見送りましたので、今回、勧告に基づく人件費の変動はございません。

人件費に係ります補正につきましては、私から一括して説明をさせていただきましたので、各課長からの説明は省略をさせていただきます。

また、人件費以外の補正につきましては、生涯学習課の100万円と文化財課の3,951万5,000円の総額4,051万5,000円の増額をお願いするものでございます。生涯学習課の寄附金を財源としました県立図書館の図書整備や、新型コロナウイルス感染症の影響によります利用料収入が減少しました高知公園の管理運営委託料の増額に必要な予算を計上して

おります。

続きまして、資料①令和3年12月高知県議会定例会議案（補正予算）の5ページをお願いいたします。繰越明許費の追加となっております。

右側上から3つ目にあります13教育費の1教育総務費につきましては、県立学校施設の改修工事に関連します学校安全対策課の所管する予算の繰越しをお願いするものとなっております。

続きまして、7ページをお開きください。繰越明許費の変更でございます。

一番下の13教育費の3学校費につきましては、前回の9月補正でお認めいただきました清水高等学校の高台移転工事に関連する予算の繰越しの変更をお願いするものとなっております。

続きまして、9ページを御覧ください。債務負担行為の追加でございます。

上から3段目になりますが、教職員・福利課が所管します教員採用選考審査筆記問題作成等委託料から、その下の高等学校課が所管となります基礎学力把握検査等委託料、外国語指導助手配置委託料、その下の山田特別支援学校の調理業務委託料から次のページの上から4行目の中村特別支援学校の調理業務委託料までの11件の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。債務負担行為の変更でございます。

県立学校整備事業費につきましては、高等学校振興課が所管いたします新安芸中学校・高等学校の新築工事に関連する予算の債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

各事業の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、条例その他議案につきましては、資料③令和3年12月高知県議会定例会議案（条例その他）の表紙の次のページにあります議案目録を御覧ください。

議案目録の中ほどにございます第12号公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案及び下から3つ目になります第18号（新）安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案の2件でございます。

各議案の詳細につきましては、後ほど各担当課長から説明をさせていただきます。

最後に、教育委員会が所管いたします主な審議会等の9月議会以降の開催状況を説明させていただきます。審議会等と赤いインデックスがつきました資料を御覧ください。

資料にございますとおり、高知県産業教育審議会を12月に、高知県社会教育委員会を10月に、高知県文化財保護審議会を12月にそれぞれ開催いたしております。審議項目等につきましては記載のとおりでございます。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜委員の皆様へ御報告をさせていただきます。

私からの総括説明は以上です。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈教職員・福利課〉

◎下村委員長 初めに、教職員・福利課の説明を求めます。

◎中平教職員・福利課長 まず、第1号議案令和3年度高知県一般会計補正予算につきまして御説明をさせていただきます。お手元の資料②議案説明書（補正予算）の168ページをお願いいたします。

こちらの教員採用選考審査筆記問題作成等委託料に係ります債務負担行為につきましては、来年度に実施をいたします教員採用審査の筆記審査のうち、教職一般教養と小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校種ごとに教科の専門知識を問うための専門教養に関する審査問題の作成や採点等に関する業務を委託するものでございます。教員採用審査の1次審査を6月下旬に実施しておりますことから、問題の検討やチェックに十分な時間を確保するために、本年度のうちに契約ができるよう、毎年この12月議会において債務負担行為をお願いしているものでございます。

次に、第12号議案公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明をさせていただきます。お手元の総務委員会資料、議案説明資料の教育委員会の赤のインデックス、教職員・福利課をお開けください。

「休日のまとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制の導入に当たりまして、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案について説明をさせていただきます。

1 ページ目、「休日のまとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制についてという資料を御覧ください。

1 番でございます。令和元年12月11日に、国におきまして、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部が改正をされました。その第5条におきまして、「休日のまとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制の適用につきまして示されたことにより、各地方公共団体の判断での条例改正により、選択的な導入及び活用が可能となったところでございます。

1年単位の変形労働時間制は、年度初めや学校行事などで業務量が多い時期に限って勤務時間を延長し、延長した時間を長期休業期間等に休日としてまとめて取得ができる制度でございます。これまで、市町村教育委員会や県立学校に文部科学省からの通知やパンフレットを送付しますとともに、機会を捉えて制度の内容等について直接説明を行い、教育職員への周知についてもお願いしてきたところでございます。

県立学校の教育職員への意向調査では、35.8%が活用を希望しておりますことや、市町村立学校の教育職員が活用するためには、県の条例改正が必要であることから、県教育委員会としまして、選択的な活用を可能とするために条例改正が必要であるということで、

本会議に議案を提出させていただいたところでございます。

なお、今後の予定でございますが、条例改正をお認めいただけましたら、人事委員会規則を改正して、具体的な整備内容を定めてまいりたいと考えております。

また、その他の取組といたしまして、県立学校への通知及び各市町村教育委員会に対しまして参考通知を行いますとともに、市町村教育委員会や県立学校長会などの場での、制度や運用に関する説明を引き続き行っていきたいと考えております。

次に、市町村立学校の教育職員の本制度の活用についてでございますが、本制度の導入自体が選択制でありますことから、まずは各市町村教育委員会において、学校の状況や教職員の意向等を踏まえて導入するかどうかを検討していただき、導入することが決まれば、各教育委員会規則を必要に応じて改正をしていただくこととなります。

続きまして、制度及び条例改正の内容について詳細を御説明いたします。2ページをお願いいたします。制度の概要でございます。

中ほどにありますように、イメージ図を使って御説明をいたしますと、学級開きや学校行事のある年度初めの4月、5月の繁忙期の勤務時間を延長しまして、その延長した時間を合わせて、8月の夏期休業中に休日として1日単位でまとめて取得するものでございます。

次に、制度導入の目的でございます。本制度は、単に導入することが日々の教員の業務や勤務時間を縮減できる制度ではございませんが、休日をまとめて取得して、教育職員がリフレッシュする時間などを確保することにより、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことにつなげることができるものです。また、休暇制度の選択肢が増えることによりまして、教職の魅力化を図り、意欲と能力のある人材が教員を目指すきっかけとなることも期待をされるところでございます。

次に、制度を導入するに当たっての条件等を説明いたしますと、休日を長期休業期間中に連続して設定をしますことや、制度導入後は時間外在校等時間の上限が、現在規則で定めております月45時間が月42時間に、年間360時間が320時間以内になることがございます。対象者の決定につきましては、校長が各教育職員と対話を行いますとともに、当該教育委員会、校長及び取得を希望する教育職員が共通認識を持ってこの制度を活用することが重要で、活用に当たりましては、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるということが活用の前提となっております。勤務条件としましては、まず対象となる教育職員の範囲を明確に定める必要があり、対象期間の最初の日から末日までの期間において任用される職員に限られてまいります。

次に、資料右上の3でございます。今回の給特条例の改正案の概要を御説明いたします。主なものについて御説明をいたします。

まず、①では、毎週少なくとも1日を週休日とすることや、勤務時間は対象期間を平均して1週間当たりが正規の勤務時間と同じ38時間45分となるように割り振ることなどを定

めております。②で割り振ることのできる勤務時間の合計を38時間45分、休日としては5日間までと定めております。また、③では対象となります教育職員の範囲を設定し、④では対象期間に長期休業期間等を含めることや、起算日を定めて割り振ることなどを定めております。⑤においては、割り振ることのできます勤務時間の限度を1日10時間、1週間では52時間と定めております。

なお、今回の条例案は、文部科学省が示しましたモデル案を基に策定をしております、先ほど説明した③から⑤の具体的な内容につきましては、人事委員会規則にて整備することとなります。

⑥には、時間外在校等時間の上限を超えた場合や、指針に定めます措置を講ずることができなくなった場合の対応方法を定めており、右図にございますように、以降の計画していた時間を勤務することを要しない時間に指定することで、通常の勤務時間に戻すこととしております。なお、この⑥の規定に準じまして、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例も改正をすることとしております。

本制度の施行期日につきましては、令和4年4月1日からの施行といたしております。

その他、本制度の条例制定に関しまして、県内の11の市町村議会からの意見書が提出をされております。意見書の主な内容でございますが、教員がしっかりと子供と向き合い、教育活動に専念できる抜本的な労働環境の改善と日々の教育の質の保証をするための投資が求められている。今回の給特法の改正は教員の負担を減らすのではなく、夏休み中の休暇のまとめ取りを奨励し、負担を分散するにすぎず、日常における教員の労働環境の抜本的な改善とは言いがたい。変形労働時間制を導入することよりも、まず教員の恒常的な時間外労働を解消することが求められているといった内容となっております。

県教育委員会といたしましては、本制度は、市町村や学校単位での活用を強制するものではなく、教育職員個人の単位でも希望により活用できる休日取得制度の選択肢の一つであるということ。2つ目には、導入を検討している6つの市町村や、県立学校の教育職員の35.8%が活用の希望がありますことから、制度整備をする必要があるということ。3つ目には、教育職員の多様な働き方を促進するものであり、教員の都合によって勤務時間を動かしやすくなることで負担の軽減につながり、ひいては教育職の魅力の向上につながるものであると考えております。

今後とも、教育職員の業務の効率化、削減等に引き続き取り組みまして、総合的に働き方改革を進めていく必要があると考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎中根委員 給特法の改定によって新たに条例をつくるという問題ですけれども、私たちのところにも随分と色々な意見が寄せられていて、その多くは、教員の恒常的な多忙化



の中で今この制度を取り入れることは、教職員の実情にも沿わないし、今大問題になって長時間労働の抜本的な改善をしようということで、中教審もどこも取り組もうとしているその中身に沿わないものだ。この中身を文部科学省は出してきたんだけど、実際問題、長時間労働をなくしていく方向ではないと。本来であれば、教員を増やしたり、1人当たりの持ち時間を削減したり、学級規模の縮小をしたり、徐々に35人学級とかが進んではきていますけれども、それもまだ十分でない今、これを条例で全教職員に課するというものは拙速だし、意味がないという。教育の現場に沿わないという意見が随分出てきているんです。

そこから考えると、高知県内の先生方の働き方を教育委員会がどう捉えているのか。それから、病気の先生方の数が一体どうなっているのか。不登校の子供たちもどんどん増えている、そんな現状をどうやって改善しようとしているのか。その辺りの、教育のそもそも論のところに関わってくると思うんですが、その点、教育長はどんなふうにお考えですか。

◎伊藤教育長 教員の働き方改革につきましては、これは県教育委員会としても市町村教育委員会としても全力で取り組んでいくべき内容であると認識もしておりまして、今回の第2期の教育大綱、第3期の教育振興基本計画でも、横断的に取り組むべき項目というところに位置づけをしまして、県でいうと教職員・福利課が担当ですけれども、そこだけでなく事務局全体で働き方改革の取組を進めております。

今お話がありますような少人数学級の問題であったり定数の増であったり、様々な取組を今までは3つの視点、マネジメント力の強化であったり外部業務の委託であったり業務の削減だったり、そういう方針のもとに全体は進めていっておりますので、それはその方向としてしっかりと対応もしてきております。

そういう部分と今回の条例の部分とは、それが無いから今回の条例がということではなくて、今回の条例につきましては、教員がそういったまとめ取りができるというような法改正で、教員の一つの選択によって取り組めるといった制度ができました。そうした中で、県立学校でいうと、アンケートの結果、35.8%の先生方が取ってみたいという御意見もありましたので、やっぱり取りたいという御意見にかなうためには制度として、条例として、取れる先生のために条件を整備するのが県教育委員会の役目だと思っております。

◎中根委員 取りたいという先生方のアンケートですけれども、アンケートというのは十分な説明をして、収集をするというふうなアンケートの取り方ではないのではないですか。どんな取り方をしたのか、その辺りはどうでしょうか。周知をちゃんとすることと、その上でこういう制度の導入を図ることという国会での附帯決議などもありますけれども、そういう点で、労働条件の変化をつくるということですから、本当に丁寧にやる必要があるんです。皆さんがそれを理解しているとお考えですか。

◎中平教職員・福利課長 県立学校へのアンケートにつきましては、きちんと制度の概要を説明した上でのアンケートの実施になっております。市町村の意向確認につきましても、先ほど説明しましたとおり、文部科学省の通知であるとか制度の概要をきちんと説明した上で、現在の状況を確認しておるといところでございます。

◎中根委員 現場からは、ネットなどでアンケートが回され、校長先生からはきちんとアンケートを返すようにという発言はあったけれども、中身についての説明はなかったという声もあります。また、ちょうどそのアンケートを取った時期がどういう時期だったかという、コロナ禍の下で、学校の2学期の開始時間が早まったり、いろんな変化のある一番忙しい、ちょうど新しい学期が始まる前後でして、本当に皆さんが熟知をして自分たちが分からないことも、あれ、これは一体どうなんだろうというふうな意見交換をするような場もなかったと思うんです。

これは労働基準法関係でいうと、本来だったら、民間であれば労働基準法に基づいて労使関係の協定が結ばれる、その上で行われなければならないことを、教員の場合は条例を県や市町村が決めてそれを実行すればそれでいいとなっているものですから、そこに至る過程については、やっぱり丁寧な、その熟慮を相当できるような環境を整えた上で、アンケートを取るなら取る、そのアンケート結果をキャッチして実施をするならする、そういう判断をすべきだと思いますが、そういう点では十分だとお考えですか。

◎中平教職員・福利課長 昨年度の9月にアンケートを実施しております。そのときに分かり得る情報はきちんと提示した上でアンケートをしてございます。個人個人の教員がどこまで理解をしておったかというところはございますが、今後、制度導入に当たっては、取得すると希望する職員は選択希望でございますので、きちんと制度を理解していただけるように、今後さらに情報を提供して説明もしていきたいと考えております。

◎中根委員 チーム学校という、とても良い標語を高知県は持っています。そのチーム学校と言いながら、働き方でひずみがあって、過労死寸前の働き方を本当にたくさんされている、これを何とか変えなければならないという、そんな条件がありますよね。そんな下で、個人の判断ですからということで働き方を変えていくのは私は大問題だと思います。100歩譲って、そんな中で三十数%がやってもいいですよと答えたとしても、それは過半数も超えないような三十数%です。

やっぱりそこで職場での議論など、本当にあなたはどのような働き方を望みますかという、一人一人がその文面を読んでアンケートに答えたことがゴーサインをするための大きな指標になっては、私は誤りがあると思っていまして、熟知するような説明をした上でないと、このアンケートだけでゴーサインを出すことはできないと思います。そういう点で、三十数%いるから、個人で判断するからという考え方ではなくて、やっぱり教職員の皆さんの今本当に大変な働き方を根本的に解決しようと思うならば、もっと熟慮した条例の提起を

しないと、過ちを繰り返すというか、環境、労働条件をよくすることはできないと思えますけれどもどうですか。

◎中平教職員・福利課長 この制度の周知につきましては、先ほども申しあげましたとおり、きちんと今後とも各教員に情報が伝わるように制度を説明していきたいと思えます。また、学校でもこれまでも様々な勤務条件、短時間勤務の方とかいろいろな方がいる中で、チーム学校ということでお互いが支え合いながら学校運営を行ってきておるところでございますので、今後も引き続き、そういった方向で取組を進めていきたいと思っております。

◎中根委員 チーム学校というのなら、個人で判断できることはもっと限られてくると思えます。特に就業時間については、単なる個人判断では状況をつくることはできないと思えます。また、一番の繁忙期である4月とか5月とかに、転勤もある中で、どうやって1か月手前に、私はこの間に変形労働制を利用しますという判断をすることができるのでしょうか。全く現場の感覚、現場の状況と沿わないような中身を条例で持ち込むというのは、本当に現場を支える教職員・福利課として大丈夫なのかと思えますけれども、その点はどうですか。

◎中平教職員・福利課長 制度が導入されて、4月のところでは定期の人事異動ということがございます。例えば私が前年度にA校で勤務したというときに、この上限である規則時間をきちんと守れていたということで、次の学校に行ったら直ちに制度適用といたら無理があるかもしれません。ですので、新しい学校の校長なりと学校の新たな業務を受け持つことをきちんと話し合いをした上で、そういった場合には4月1日ではなく5月から始めるとかいうように、教員と校長、それと教育委員会が意識を共通にして、この制度を適用していただきたいと考えております。

◎中根委員 そういう繁忙期に取ることはできないような制度をそのまま持ち込むという、しかもそれを個人判断でできて、でも最終判断は校長先生や教育委員会がやるわけですよ。そういう持込み方が、本当に過労死寸前の、そして様々な子供に対応しなくてはいけなくて予測できない対応時間もたくさんあるような学校現場にとって、決して本来の長時間労働の抜本的改善だとかリフレッシュにつながると私はとても思えないわけです。思えませんよという意見がたくさん上がってきている。しかも、市町村の中からも意見書が県に上がってきている。こんな状況の中で見切り発車をやる、見切り発車というか提案してくるというのは、私はとても奇異に感じます。全国でも導入しているところは本当少なく、導入しても結局はそれを利用している先生方も本当に数少ないわけですよ。その辺りは一体どんなふうにお考えですか。

◎中平教職員・福利課長 その件につきましては、一昨日の本会議で教育長からも答弁申し上げましたが、全国でただいま9県が条例を制定しておいて、四国のほかの3県は既に条例制定済みでございます。このうち、徳島県では本年度から約40名の方が取得をされて

いまして、後半についてはさらに増えるというようにお話を伺っておるところでございます。

◎中根委員 徳島県の40名というのも、例えば職種によって随分偏りがあるんじゃないですか。普通の高校、中学校、小学校ではないのではないかと思いますがいかがですか。

◎中平教職員・福利課長 徳島県で全日制の県立高校で2校と特別支援学校の8校というところまでお伺いしています。

◎中根委員 特別支援学校や高校の部分では、随分と一般小中学校では見られないような働き方のいろんな形態をつくることのできるかもしれません。だけど、そこにたくさんいるからといって、たくさんでもないですね、40人とそんな多くはないわけですけど、そういう方たちがいるからといって、そのままそれを導入ということにはならないと思います。どこだったかなと思って今探しているんですけども、県によっては、今の県の先生方の働き方を見ると、とてもじゃないけど国会の附帯決議をクリアするような労働条件を整えることができていないので、うちの県はやりませんとはっきりと明言している教育委員会がたくさんあります。

私は、高知県の場合もそれと同様に、先生方が本当に長時間労働で苦しいでる中身を良くしていくための根本的な解決に一切ならないので、こうした条例は今出すべきではないと強く思いますが、教育長、その判断ですよ。働き方が大変だという、国会の附帯決議の中身をクリアできているとお考えなんですか。

◎伊藤教育長 クリアできるように努力をしていきたいと思いますということだと思っております。ですから、クリアできた方がこういったまとめ取りを適用されるようになりますという形で、国の指針も決められておりますので、そういった形で、まず働き方自体も見直す一つのきっかけになってくると。

先ほど、3つの方針で働き方改革を進めていると言いましたけども、もう一つ大事な部分として、やっぱり教員自身の今までの働き方の見直しというものもぜひやっていただかないといけない部分でございます。そうした中で、こういったまとめ取りという形で、自分の仕事を見直すというようなことにも資するところがこの制度にはあるんだろうと思っております。何よりも、先ほどお話ししましたけれども、これは強制してやっていただくというお話では全くなくて、それぞれの教員の働き方の都合に合わせて希望によって取得できるものでございますので、そういった教員にとって取得できるというような法律ができて、それを実現するためには県として条例が必要だという状況ですので、そういった環境整備という形の中で、それは県としてやっていく必要があるんだろうと思っております。

◎下村委員長 少し議論が堂々巡りに入っていますので。テーマが言っていることとちょっとかみ合わなくなってきましたので、できればポイントをちょっと絞っていただいて、質疑をやっていただければと思います。

◎中根委員 先ほど、具体的な施策を直ちに進めるときに、もう1点、働き方そのものを教職員が考えなくてはならないとおっしゃいました。教職員が考えるということは、教育委員会が考えなければならないということです。例えば、これまでもいろんな働き方の中で報告文書を減らしたり、そういう努力は県教育委員会もされましたけれども、まだまだそれは十分ではないし、それから夏休みにまとめ取りをする、これは休暇を増やすということではなくて働いた分を振替休日にするということですから、この言葉自体もちょっとおかしいなと私は思うんですけども。

そういう中で、例えば体育連盟の大会だとか、夏休みにあるいろんな研修の中身とか、そういうものも県教育委員会がしっかりと調整をしなければ、これは無になってしまう。先生方の休日も、年休も13.何日しか取れていない。そんな中で消化し切れない中身がずっと残っているわけですね。そういう意味では、本当に多忙化解消と子供たちの学力を高めるための、先生方が健康管理もしっかりしながら働けるような形にはならない。一日一日のプラス1時間プラス2時間が、機械ではありませんからまとめることができないような、大変な働き方をさらに助長というか認めるような、そんな労働基準法にも基づかないような考え方というのは私は反対したいと思っています。最後にその点はどうでしょうか。

◎中平教職員・福利課長 この働き方改革を進めるというのは非常に重要でございます。先ほど申しましたいろんな取組と併せまして、事務局もしっかりできることはやっていますが、教職員自らも働き方改革を進めていくという視点は非常に重要だと考えております。また、この制度で上限を決めて、1週間当たりの平均は38時間45分とするということでございますので、その辺りも含めて、きちんと国のほうで法制化されてきておると受け止めております。

◎三石委員 今、中根委員からいろいろ御質問もあったし答弁もあったから、大体のことはつかめました。それと、休日のまとめ取りについての執行部の説明も理解できました。で、ちょっとお聞きしたいんですけども、教員の数を増やしてもらいたいというのは当たり前前のことですね。それと、授業の持ち時間もやっぱり多いとしんどいということがありますから減らしてもらいたい。学級の児童生徒数にしても、以前は40数人、45人程度あった時期がありますけれど、その時代に比べれば非常に少人数の学級になって前進はしてきました。これは多いよりは少ないに越したことはないです。そこで、年休ですよ。先生方に与えられた権利、取れる年休は大体どれくらいあったですか。

◎中平教職員・福利課長 最大では、1年目の新規採用職員が8日というところです。それで、高知県の場合、9月1日から8月31日までの1年間というサイクルで取得できる日数は20日ということになります。最大繰越しとか、残ったものなどを合わせたら、人によっては40日取れるというふうになってまいります。

◎三石委員 どんどん年休を取れる日数も増えてきますね。取れる人は最高40日ぐらい取

れる先生方もおるけれど、実際は年休を取ると言っただけで取れないですよ。休んだらほかにしわ寄せが来るわけですから。プリントを渡してやるとか。遠慮して、取りたくても取れない。それがやっぱり現実ですね。

それと教育現場というのは、本当は5時20分なら5時20分で終わってもらいたいんだけど、そういう職場でもないんです。そうあってもらいたいけれども、時間でぱんと切れるような職場じゃないと思う。生徒指導、生活面での指導だとか、保護者からの相談事とか家庭訪問だとか、5時何分までに終わらせないと、それ以降はもう電話で対応してくださいというものじゃないと思うんです。そういう特殊というか、教育の現場というのは、そういうように私は押さえています。

そんな中で、休日のまとめ取りというようなことで、変形労働時間制をやってくれという事なんだけど、ここへ導入の目的として、教職員のリフレッシュの時間等の確保、児童生徒等に対する効果的な教育活動とか書かれています。こんなことで、休日のまとめ取りとかやっても実際は解消されないです。そう思うんだけど、やらんよりましとかか。私はそう思うんです。やらんよりかまし。

こんなことをやったって、はっきり言って先生方の負担は取れるようなものじゃないです。部活を持ちます。顧問になる。5時何分でぱんと終わりますか。終われないですよ。学校が成り立たない。部活も何にしても、いろいろ外部の指導員などもやってもらっていますけれども、外部から人を雇って全部任すというのは、私、あまり賛成できないことがあるんです。だって部活を通じて先生との信頼関係とかそういうものが生まれるんです。必ず部活をやった子は教室に入ります。そこで、共に喜び共に汗を流した先生と信頼関係ができて、すばらしい学級経営、また学校経営ができるものだと私は思っているんです。そんなようなことで、要は、これをやったからといって、こんな目的が達成されるとは思わないけれども、やらんよりましと。

それと、地方公共団体の判断によって選択的に活用できるわけですね。それと、学校における働き方改革を総合的に進める一つの選択肢ということが書かれているものだから、私はやらんよりかはやったほうがましということで、できればやっていただきたいと、こういう考えを持っています。以上です。

◎坂本委員 対象になるためには、前年度の実績が上限時間の範囲内ということなんですけれど、上限時間の範囲内という実績が、今の高知県の県立学校でどういう教育職員の状況なのかというのを教えてください。

◎中平教職員・福利課長 時間外在校等時間ということで、令和2年度の実績でございます。県立学校では、その両方の条件をクリアしているのが69%の職員になってございます。小中学校は、当方が校務支援員を配置しておる学校の集計でございますが、23%ということでございます。

◎坂本委員 小中学校でいえば、校務支援員を配置していない学校の実績はつかんでいないということですか。

◎中平教職員・福利課長 そのとおりです。

◎坂本委員 支援員が配置されていないところは、もっと少なくなる可能性は大きいのかなと思うんですけども、その辺はどうですか。

◎中平教職員・福利課長 逆に、支援員は配置するときに時間外が多いところや大規模なところでやってございますので、多分ですが、全部取ればもう少し多くなるのではないかと想像しております。

◎坂本委員 先ほどから、お二方の委員からも言われているように、果たして制度を導入したからといって実態が大きく改善するかというと、なかなか難しい面があると思うんです。だから、とにかく目指すべきは、実効性のある働き方改革と長時間労働の縮減と。これはもう、この制度を導入しようがしまいが、とにかくそこを目指して教育委員会としては努力しないといけないと思うんです。そのことは先ほどから、やっていきますということ言われているわけですけども、この制度の導入によってその成果がどういうふうに見えてくるかということのチェックは、どんなふうになっていくつもりですか。

◎中平教職員・福利課長 この制度は、単純にこれを入れたから働き方が進むというようなものでございませぬ。しかしながら、職員個人で見ますと、前年度45時間なり360時間という時間が、この制度活用中は42時間なり320時間ということで、その方の時間外在校等時間は減らすことが必要でございませぬので、少なくとも活用される方は、縮減する方向でいろんな業務の在り方などを工夫していただけるものと思っておりますので、そういったことも周りの方に広めていっていただくといったことを期待しております。

◎坂本委員 そこがやっぱり、中根委員が言われた活用される方の働き方と活用したくてもできない方の働き方、これがチーム学校のチームワークを損なうようなことになりはしないのかというのを、私もちょっと心配する面はあります。そこは、チーム学校ということが今ずっと言われている中で、チーム学校に加えて地域をどう巻き込むかということも地域協働本部の設置など含めて言われているわけですけど、そこが本当に連携が取れるのかどうかというところをちょっと懸念したりもします。そういったところは、もし制度を導入するのであれば、チーム学校のチームワークを本当に乱さないような、制度の実践を考えていかなければならないのではないかと考えています。

そんな中で、先ほど来言われている、1つは上限時間の範囲内に勤務時間を縮減していく努力。さらには、各自治体にその制度の導入を強制するものではないこと。さらには、職員に対して活用を強制するものでもなく、自主性に任せた選択をする、選択制なのだということ。これが本当に担保できるのかどうか心配するんです。例えば、さっき言われた、これから条例改正して制度を導入しましたということ各市町村に改めて周知していく際

に、相当圧がかかったりはしないのか、本当にその自治体の自主性が尊重されるのかということ。さらには、制度が導入されたことによって、学校で活用する先生と活用しない先生がおった場合に、活用しない先生に対してどうして活用できないのかと、ただ単にその状況を聞くだけではなくて、いやこうすれば活用できるじゃないかと言って本人の意思とは別に活用を促すような、学校によってそういうふうなことになっていきはしないのか。そんな心配がされるんですけれども、その辺については、どういうふうに担保されようと思っておりますか。

◎中平教職員・福利課長 この制度を活用するに当たりましては、教育委員会や各校長が、その職員に対してやその学校に対して、そういったことにならないような措置を講ずることが条例で定められておりますし、その措置が講じられなければ制度の活用ができないというところがございます。これまでの説明でもそうなんですが、決して強要して、この制度を活用しなさいというようなものではないというところ、そこはきちんと説明をしてきておるといふところです。

◎黒岩委員 今回の問題につきまして、会派のファクスに遠いところでは北海道をはじめ様々な県から同じ文章で送られてきておるわけですね。こういう反対の論調でファクスが、それぞれ個人名、あるいは会派名宛てに来るといふ、こういうやり方というのはちょっと異常じゃないかなと思います。これはまず1点ですね。

それから、そもそも論ですけれども、教育職員になるきっかけ、思いというのはどういうものかということを考えてときには、やはり子供を育み育てる、そういう崇高な仕事であると。まさにこの責任職であり使命職であるということから考えると、忙しいのは当たり前だと思います。その忙しい中で、喜びを感じて子育てをしていく、子供の成長を願うという、やはり教育職員の生きがいになっていると思うんです。その論点を、忙しいからということでもう少しということではなくて、基本的なことを教職員の姿勢として、まず第一になくしてはならないのではないかなと思うんです。そういう意味から考えてみても、これだけ選択肢を増やすということでもありますから、これはあくまで個人の判断に委ねているわけで、そういう幅広く判断を委ねるような形をとってくれたということは、逆に言えば教職員にとっては喜ばしいことではないかなと思うわけです。

私は、今まで他県が条例を改正して取り組まれている中で、これを受け入れて取り組んでいる人が少ないというところにどういう課題があるのか。どういうところに今後改善をしていけばいいのかという視点を踏まえて、今回の改正の議論をしていくべきではないかなと思うわけです。せっかくそういう幅広く選択肢が増える状況の中でもありますから、せっかくの条例は生かせるようにしていくのが趣旨だと思いますので、その辺りを踏まえて、どういう認識をお持ちでしょうか。

◎中平教職員・福利課長 この働き方改革の必要性というところでいきますと、今までの



教員の方でしたら子供のためであればどんな長時間労働もよしとするという働き方、これは教師という職の遂行の使命感から生まれてきておるといふところはそのとおりだと思います。その中で結果として、教員の方が疲弊していくということになったら、それは決して子供のためにはならないと思いますので、そういった意味からも、きちんと働き方改革を強力に推し進めて、全体として、皆さま御心配になっている時間外在校等時間数を縮減していくであるとか、教員が児童生徒と向き合える時間を確保していくということをしつかりと取り組んでいく必要があると思っております。

また、この制度を活用されている他県の事例などにつきましては、今後とも情報を収集して、こういった形でやれば上手に活用できておるとか、そういったことも現場には情報提供していきたいと思っております。

◎黒岩委員 子供たちの年齢、また状況から考えたら、今までの歴史を考えてみても、1人の先生によって随分と人生を大きく変える、転換できたとか、様々に人生観というのは変わるわけですから、そういう意味では、そういう人をやはり多く採用できるようにしていかなければいけないと思うんです。だから、忙しいのは当たり前だと、その中に喜びを持ってできる教職員を多く採用していただいているということが、基本でなくてはならないと思いますので、いろんな選択肢を持つということは、そういう意味では一つの方法だと思えます。それ以上は言いませんけれど。

◎西内（隆）副委員長 もうかなり議論も出そろって、大変丁寧な本課からの説明もありましたので、聞くことはあまりないんですけども。その中で、我々も政権与党と協力しながら、35人学級の実現であったり、県においては学校事務補助員の配置であったり、様々な教員の負担を取り除くような作業をしているわけでございます。

それとはまた別途に、国の法改正を受けて、今回、現場の先生方の選択肢を増やすということで今回の話に至ったということで、大変結構なことなのではないかと思えます。もちろん、坂本委員からも御指摘のあった、実績をカウントするような話のものではなくて、あくまで先生方の、そして学校長あるいは地教委との中で連携しながら計画も定めていくということで、それがしっかり担保されるということであれば、結構なことなのではないかと思えます。ぜひやっていただきたいと思えます。

その中で、課長の答弁の中にちらっと他県の状況の話がありました。この資料の中にも、徳島県、北海道、千葉県で活用実績ありとありますけれども、それほど時間もたっていないし、件数もないので、どのような状況を把握されているか分かりませんが、もし分かることがあったら、この中でこういうふうに進んでおるとかコメントいただければと思います。

◎中平教職員・福利課長 一部繰り返しになりますが、北海道では2校で3名の方、千葉県では3校で16名の方が活用されていることと、徳島県の10校で40名程度活用されていて、

後期には活用を検討している学校がこのほかにもあるということを聞いている段階でございます。

◎西内（隆）副委員長 今のところ活用件数の報告を受けておるといいますか、聴取したということで、その中で実際にこういうふうに関後運用改善を考へておるとか、あるいはよかつたとか、プラスマイナスの評価みたいなものを受け取っているわけではないということですか。

◎中平教職員・福利課長 まだ制度活用の年度途中ということもございまして、そういう活用をした後での感想などは、また確認もしていきたくと思ひますが、今順調にしているのではないかと受け止めていまして。

◎西内（隆）副委員長 課長の前の答弁にもありましたように、他県も注視しながら、よりみんなに使ってもらえるような、また現場の状況を改善するような運用に、これからしっかり取り組んでいただければと思ひます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

ここで昼食のため休憩としたいと思ひます。再開は午後1時15分といたします。

（昼食による休憩 11時50分～13時13分）

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

御報告いたします。梶原委員から少し遅れる旨の届出があつております。

#### 〈学校安全対策課〉

◎下村委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎大崎学校安全対策課長 お手元の資料②議案説明書（補正予算）の169ページをお願いいたします。繰越明許費の承認をお願いするものでございまして。

13教育費の4学校施設等整備費の施設整備費1億1,665万2,000円につきましては、高知若草特別支援学校子鹿園分校屋上防水改修工事や、高岡高校弓道場防矢ネット改修工事など5件につきましては、学校や関係者との施工時期等の協議に日数を要し、工事の着手が遅れたことなどに由来して、年度内の完了が見込めなくなったことから、繰越しの承認をお願いするものでございまして。

これらの工事につきましては、建築課や学校等との調整を密にしながら、早期の完了に向けて取り組んでまいります。

説明は以上でございまして。

◎下村委員長 質疑を行います。

（なし）

◎下村委員長 質疑を終わります。

## 〈高等学校課〉

◎下村委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎濱川高等学校課長 高等学校課の補正予算について御説明をさせていただきます。先ほどと同じく資料②令和3年12月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の174ページをお開きいただければと思います。

債務負担行為にかかる調書でございますが、まず、上から1段目の基礎学力把握検査等委託料についてでございます。県立高等学校の生徒の学力状況を確認し、指導改善につなげるため、国の高校生のための学びの基礎診断に認定されました学力定着把握検査の実施と結果分析の委託をするものでございます。県立高等学校33校の全日制及び多部制昼間部におきまして、新1、2年生に対して、年度初めの時期に既習内容の学力の定着度をはかるための第1回目の検査と、ある一定の期間を経た年度後半の時期にさらなる定着度をはかるための第2回目の検査の年間2回分の検査をセットで行うために、補正予算に計上するものでございます。

この検査の実施につきましては、各学校がP D C Aサイクルを回しながら、効果的な学力向上対策を講じて、生徒の学力向上を図るといったことにもつながりますことから、生徒の学力定着と教員の授業改善に大きく寄与すると考えております。また、この検査を委託する業者につきましては、前回から競争原理が働く形で選定することとしておりまして、年間2回分の検査をまとめて選定したいと考えております。

次に、その下の外国語指導助手配置委託料についてでございます。県立の高等学校及び特別支援学校では、英語教育を推進するため外国語指導助手、いわゆるA L Tを配置し、各学校の授業等において語学指導を行っております。このA L Tは、自治体国際化協会のJ E Tプログラムを通じた直接雇用と民間企業による業務委託の2種類の雇用形態により行っているところでございます。

今回の外国語指導助手配置委託料は、昨年と同様、各学校で指導に当たるA L Tのうち、5名の配置を民間専門業者に委託するものでございまして、指名競争入札により委託業者を選定するようにしております。委託の理由としましては、本県の地理的な理由もあり、特に中山間の学校においては、移動に自動車の運転が必要となります。また、これらの小規模校では、担当する授業数も少なくなりますことから、複数校を掛け持ちしてもらっております。J E TプログラムのA L Tになりますと自動車の運転での制約がありますことから、移動の利便性を考え、委託のA L Tを置いております。また、A L Tは新学期4月10日頃から各学校に配置する必要がありますが、4月に入ってから入札で業者を選定していたのでは、10日頃からの授業に間に合わないことから、この債務負担行為についての議決をいただくことにより、令和3年度中の入札及び契約が可能となり、委託先が余裕を持って県教育委員会と調整を行い、学校にA L Tを配置できるようになります。なお、委



ているわけですがけれども、特にこの委託を始めた頃は、そういった影響があったと私も聞いております。ただ現在は、契約あるいは計画の段階で、業者、学校、それから県教委がしっかりと入念な打合せを行いまして、学校の指示をしない条件でも、生徒の教育にそういった影響がない形で、スムーズに実施できていると聞いております。こういった配置をしている学校に対しまして、特に否定的な意見というのはいただいたことはございません。

◎中根委員 市町村でもALTの方々を配置しているようなことがあると思うんですけども、県教育委員会との兼ね合い、違いとかはありますか。同じような形で、各市町村がこういう委託をしているというふうになっているんでしょうか。

◎武田小中学校課長 市町村のALTは、各市町村が委託契約をして雇用しております。

◎中根委員 県教育委員会は全く関わっていない形で、その委託業者との関わりなども把握されていませんか。

◎武田小中学校課長 基本的に市町村が委託をしておりますので、県教育委員会がその契約の中に関わったりということはございません。

◎下村委員長 質疑を終わります。

#### 〈高等学校振興課〉

◎下村委員長 次に、高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 まず、(新)安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案について御説明いたします。お手元の資料④令和3年12月高知県議会議定例会議案説明書(条例その他)の5ページをお開きください。

本議案は、(新)安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事を施行するための請負契約の締結につきまして、本工事の予定価格が5億円を超える工事でありますことから、地方自治法第96条第1項第5号及び高知県契約条例第2条の規定により、県議会の議決を求めるものでございます。

この内容につきましては、参考資料により御説明させていただきます。議案説明資料、青色インデックスの教育委員会、赤色インデックスの高等学校振興課の1ページを御覧ください。資料の左、契約内容について御説明いたします。

(新)安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事の入札に向けては、4者から参加の申込みがあり、令和3年10月26日に一般競争入札による入札を行いまして、結果、新進・勝賀瀬特定建設工事共同企業体が消費税を含め15億9,720万円、予定価格に対する落札率95.91%で落札し、当該業者とは11月11日に仮契約を締結しております。この工事の完成期限につきましては、令和6年1月31日となっております。

続いて、資料の右に移りまして、整備の概要について御説明をいたします。新たに整備をいたします新校舎の位置は、下の図の中で、校舎棟と記載をしました建物となります。この(新)安芸中学校・高等学校は、中学生と普通科・工業科・商業科の3科の高校生が

同居する県内初の施設となります。このことから、新校舎の特徴といたしまして、各棟の中心となる位置、この図でいいますと校舎棟の文字がある位置になりますが、この位置に図書室や自習室を配置いたしますことで、全生徒の利便性を高めますとともに、学年や学科を越えた生徒の交流や、個人の探究学習、グループ討議の場としてスタディーコーナーなどを整備することとしております。新校舎は、鉄筋コンクリート造り5階建ての構造となっております。各階の主な施設といたしまして、校舎棟の1階部分は、最大クラスの津波とされますL2クラスの場合に津波浸水想定区域に入っておりますことから、エントランスピロティや駐輪場等を整備し、2階より上に、中学生や高校生が活動する教室や、選択教室等を整備することとしております。

資料の左側中ほどのスケジュール欄を御覧ください。現在、校舎棟の新築工事に先行しまして実習棟の改修工事を行っており、先行改修工事につきましては、来年3月の工事完了を予定しております。校舎棟の新築工事につきましては、本議会の議決をいただきましたら、速やかに工事に着手をいたしまして、その後、体育館の新築工事等にも着手をしまいたいと考えております。工事の施行に伴います安全対策につきましては、施工業者と十分な打合せを行い、既存校舎で授業を受ける生徒や周辺住民への影響を最小限にとどめますとともに、工事の施行につきましては、安全第一で実施をまいります。

続きまして、債務負担行為予算の変更について御説明をさせていただきます。お手元の資料②令和3年12月高知県議会定例会議案説明書(補正予算)の176ページをお開きください。

県立学校整備事業費の債務負担行為予算につきましては、令和3年度当初予算でお認めいただきました33億2,926万7,000円を、35億3,059万円に変更をお願いするものでございます。

内容につきましては、参考資料により御説明をさせていただきます。議案説明資料、青色インデックスの教育委員会、赤色インデックスの高等学校振興課の2ページをお開きください。資料の上、債務負担行為予算の変更の欄を御覧ください。

この債務負担行為予算の変更を要する理由につきましては、(新)安芸中学校・高等学校校の新築工事につきましては、令和3年3月に完了しました実施設計をもとに、校舎棟及び体育館の事業費を精査いたしました。その結果、資材単価の高騰等によりまして、事業費を6,408万3,000円増額する必要が生じました。このたび、事業費及び工事工程を踏まえた各年度の予算割を見直いたしましたところ、令和4年度以降の債務負担行為の予算を増額する必要が生じたものでございます。

債務負担行為予算の変更についての説明は以上でございます。

最後に、繰越明許費の変更について御説明をいたします。資料②議案説明書(補正予算)、175ページをお開きください。

13教育費の3学校費、4高等学校振興費の施設整備費につきまして、補正前の9,984万7,000円を3,574万4,000円増額しまして、1億3,559万1,000円に変更繰越をお願いするものでございます。

内容につきましては、再度になりますけれど、参考資料により御説明させていただきます。議案説明資料、高等学校振興課の2ページをお開きください。下の段、繰越明許費の変更欄を御覧いただければと思います。

現在、南海トラフ地震による津波被害に対応するため、清水高等学校の高台移転を進めております。基本設計の工期の延長に伴い、実施設計が遅れることとなりましたことから、さきの9月議会におきまして、実施設計の予算9,984万7,000円を令和4年度に繰越ししますことをお認めいただいております。

右の位置図を御覧ください。清水高等学校の本校舎は、現在、清水中学校の教職員駐車場となっています場所に、新しく建設をするものでございます。このため、本校舎の建設に先行する工事といたしまして、現在の清水中学校の駐輪場の位置に、清水中学校の教職員の駐車場と駐輪場を整備することとしておりますが、基本設計の工期の延長に伴い、実施設計の着手も遅れましたことで、この先行附帯工事につきまして、本年度内に工事の完了が見込めなくなりました。このことから、この先行附帯工事等予算3,574万4,000円の繰越しをお願いするものでございます。

資料の左下、破線で囲んであります校舎等工事スケジュール(予定)欄を御覧ください。基本設計につきましては10月末に完了し、実施設計は今年契約を行いまして来年7月末までの期間としております。先行附帯工事の設計につきましては、この実施設計の中で部分引渡しを受けまして、工事については、来年3月から6月までの工期を見込んでおります。

当課からの説明は以上でございます。

◎**下村委員長** 質疑を行います。

◎**中根委員** 今頃こんなことを言って申し訳ないんですが、トイレの在り方がちょっと気になっています。せっかく新しい校舎を建てるときに、今の時代に合った多目的室があるだとか、様々なトイレに関する工夫というのほどまで配慮されているのかというのが一つ気になっています。いかがでしょうか。

◎**野田高等学校振興課長** トイレにつきましては、まずコロナ禍の中でございますので、自動水栓などについては細心の注意を払って、全ての施設の中で設置をすることとしております。

◎**中根委員** 今さらかもしれませんが、今、多目的トイレの必要性というのはよく言われています。男性トイレ、女性トイレというのではなくて、多目的でどなたでも使えるというトイレの価値というか、必要性が、以前よりもずっと高くなっていると思うんですが、その辺りの考え方はどうでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 多目的トイレにつきましては、この施設整備の計画について、1階部分に設置をすることとしておりますので、導入する計画でございます。

◎中根委員 児童数、生徒数が多いですので、1か所と言わず、これからのいろんな設計変更は大変かもしれませんが、そういう意識を持って、全体を見ていただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

◎坂本委員 津波浸水予想エリアということで1階部分がピロティー形式になっているんですけども、ピロティー構造は割と揺れに弱いというふうになってはいますが、その辺の耐震性の関係は、免震構造にするとか、どんな措置がされているんでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 耐震につきましても、十分に耐え得るような構造と聞いております。まず津波の浸水の予想でございますけれども、本校舎及び体育館のところは2メートルから3メートル、L2クラスで想定をされております。そのことから、本校舎につきましても、高さを5メートル程度確保するというのと、柱についても十分な大きさを、強度を持つという設計をしておりますので、津波等にも想定した構造とさせていただいております。

◎中根委員 もう一つ。県産材を大事に使ったような校舎にしてほしいというお話をいろんなところで私も聞いてきました。この安芸中学校・高等学校の建設に当たって、県産材などをしっかり入れていくような工夫がされているかどうか、その辺りを教えてください。

◎野田高等学校振興課長 まず、安芸高等学校につきましては、5階建ての建物ということで、基本的にはRC構造になります。その中で、特に内部部材につきましては、そういった県産材の利用ができるような実施設計をしようとしております。付け加えまして、清水高等学校につきましては、特に多目的棟につきましては、一部コンクリートになりますけれども木造を中心としたハイブリッド構造にしまして、外部の部分につきましては県産材が利用できるような形での仕様で進めているところでございます。

◎中根委員 よく分かりました。建物そのものの構造はそうなんですが、せっかく建てるのであれば、例えばロッカーだとか内部材、家具に当たるようなもの、そういうところにも利用できるような工夫も、これからできるようにであれば、ぜひお願いしたいと思うんですが。

◎野田高等学校振興課長 木造利用については、推進をするというような方針が出されたところでありまして、今からできる範囲の部分につきましては、木造の利用というものを積極的に進めさせていただきたいと考えております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

#### 〈特別支援教育課〉

◎下村委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎高橋特別支援教育課長 特別支援教育課の12月補正予算について御説明をさせていただきます。



きます。資料②令和3年12月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の179ページをお開きください。

県立特別支援学校8校の調理業務委託につきまして、債務負担行為により必要経費を計上させていただくものでございます。調理業務委託につきましては、県立特別支援学校13校中8校で学校給食及び寄宿舎食の提供業務を民間業者に委託しております。また、令和4年度開校予定の日高特別支援学校高知しんほんまち分校につきましても、開校に合わせて、令和4年度より、民間業者への調理業務委託を予定しております。

この調理業務につきましては、受託業者が安定して人材を確保し、また一定期間継続して調理業務に当たることで、安全で安心な給食等の提供ができるよう、通常2年間の長期委託契約を行っておるところでございます。また、昨今の調理業務に携わる人材不足や人件費の高騰などを踏まえまして、受託業者が4月の業務開始までに人材確保などについて十分な準備期間を確保することで、特別支援学校の子供たちに安全で安心な給食を提供するための調理業務の質を維持することができ、また新規業者の参入や既存の業者の応札もしやすくなるなど、より競争原理も働くものと考えております。

今回は、既に調理業務委託を行っている8校のうち7校が契約の更新、日高特別支援学校高知しんほんまち分校が新規での契約となりますので、その経費として2億3,983万円を債務負担行為で予算計上するものでございます。

特別支援教育課からの説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

#### 〈生涯学習課〉

◎下村委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎原生涯学習課長 それでは、当課の令和3年度12月補正予算の概要について説明をさせていただきます。資料②議案説明書（補正予算）の182ページをお願いいたします。

ページ右端の説明欄に基づきまして、説明をさせていただきます。1図書館管理運営費の下の一般職給与費につきましては、教育長の総括説明で説明しました人件費の補正予算のうち、県立図書館の人件費に係るものでございます。

次の運営費は、来年7月に本社の登記を現在の大阪市から香南市に移転することを決定しておりますYAMAKIN株式会社の役職員8名の方から、ふるさと納税制度に基づき100万円の御寄附をいただき、その御寄附を活用し、県立図書館の図書購入費を増額するものでございます。YAMAKIN株式会社は、社名が山本貴金属地金株式会社であった平成3年に操業を開始しました現在の香南市香我美町にある高知第一山南工場により本県に進出をしていただいております。それ以来、雇用面を含む本県経済の活性化に多大な貢献

をいただいております。同社が高知県地場産業大賞を受賞されました平成20年度から毎年、御寄附をいただいております。県民の読書環境の向上や人材育成に貢献したいとの御意向に沿いまして、多くの分野に応用が可能であるコンピューターのプログラミングやウェブデザインなど、IT関連の図書を県立図書館で選書し、これまでに約5,000冊を購入してきております。これまでに購入した図書につきましては、オーテピア高知図書館3階にございます専門書を多く取りそろえる、ビジネス、科学、産業、農業の専用スペースの中に、ヤマキン・ライブラリーコーナーにまとめて設置をしており、県民の皆さまに御利用いただいております。このたびの御寄附につきましても、YAMAKIN株式会社の御意向に沿って、本県の人材育成などにつながるような図書の購入に充ててまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

#### 〈文化財課〉

◎下村委員長 次に、文化財課の説明を求めます。

◎中内文化財課長 文化財課の令和3年度12月補正予算について御説明いたします。お手元の資料②議案説明書(補正予算)の183ページを御覧ください。

高知県立高知公園の管理運営につきましては、来園者への対応や料金徴収、清掃や樹木の管理など、管理運營業務全般を平成30年度から令和4年度の5年間、指定管理者の入交グループ高知公園管理組合に委託して実施しております。管理運営に必要な経費は、天守、駐車場等の利用料金収入に加えまして、管理運営委託料を原資としております。これらの収入により指定管理者の施設の運営を行う利用料金制を採用しております。

本年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和3年8月21日から9月26日の37日間休館せざるを得ないなど、大きな影響を受けているところでございます。なお、11月末までの天守、懐徳館への入館者数は7万6,822人で、新型コロナウイルス感染症拡大前の数年間の同時期における平均は22万5,972人となっており、大きく減少しているところでございます。これに伴いまして、利用料金収入も当初計画額は1億1,643万7,000円を見込んでおりましたが、11月末の実績で3,486万円となっており、大きく減少しているところでございます。休館明けの10月以降は、前年度とほぼ同じ入館実績となっておりますが、今後、入館者数が減少する冬期に入りまして観光客が少ない時期を迎えますことから、年度末を見据えましても大きな収支の改善は考えにくい状況でございます。そのため、管理運営に必要な資金の不足が見込まれますことから、適切な管理運営を行うために必要な経費として、管理運営委託料を3,951万5,000円増額をお願いするもの

でございます。

なお、指定管理者におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえまして、少しでも安心して高知城を見学していただけますよう、天守、懐徳館などの入り口に体温測定装置や手指の消毒剤を配置するとともに、館内の手すりなどの消毒を定期的に行っているところでございます。また、職員が意識を高く持って環境の美化に努めるとともに、入館者の皆さまにマスク着用とソーシャルディスタンスの確保を呼びかけるなど、感染リスクの低減の取組を行っています。

そのほか、令和2年度に本県が制作をいたしましたプロモーションビデオを高知城のホームページで公開し、インターネットで旅行先を検討されている皆さまに高知城の魅力を発信しているところでございます。このビデオは、高知城歴史博物館や追手門内の観光ガイド詰所でも御覧いただけるようにしております。天守になかなか上れないといった方々にも、そちらのほうで見ていただけるような配慮をさせていただいているところでございます。

最後になりますが、今年度後半の取組について御説明いたします。

現在、高知公園におきましては、11月19日から1月10日までの間、リョーマの休日キャンペーン推進委員会が主催します夜間イベント「NAKED FLOWERS－高知城－」が開催されておるところでございます。多くの皆さまに御来場いただきまして、天守、本丸御殿につきましても、イベント効果を高めるために、高知城の魅力をさらに感じていただくことを目的として、週末を中心に夜間開館も行いまして、天守から見る光のアートを楽しんでいただいているところでございます。

また、2月には、高知観光協会で開催する新たな夜間イベントの開催が予定されております。県といたしましても、指定管理者とともに、イベント主催者との効果的な連携を図りながら、高知城を訪れるお客様の満足度を高める取組を進め、入館者増につなげてまいりたいと考えております。

以上で文化財課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎西内（隆）副委員長 高知城の話も出たので、今回の委託業務とは直接関係ないんですけども、高知城そのものの文化財的魅力をフルに活用していかないといけないと思うんです。この間も保守なども行われておりました。そういう中で、振興についてしっかり計画を今後更新していくような予定はありますか。

◎中内文化財課長 これまでも逐次、老朽化しました重要文化財建造物の修理等には取り組んでまいりましたが、やはり大きな計画が必要だろうということで考えておりまして、現在その基本的な考え方の整理を進めているところでございます。文化庁では、それを文化財保存活用計画と呼んでおりまして、そういったものが作成できるように進めてまいり

たいとは考えております。

◎西内（隆）副委員長 ぜひ、すばらしい計画を考えていてもらいたいと思うんです。といいますのは、ちょっといろいろ指摘を受ける機会があって、建物の中の展示が高知城と関係のないものがいろいろあったりとか、ある時代に施工したんでしょうけれど建物の中の昔の木に現代的な電灯がぶら下がっていたりとか、スロープがもう本当に凸凹で車椅子が上がるような状況にないとか、お城が好きな人にとってなぜここを閉鎖したままで通らせてもらえないのかとか、いろんなところで、高知城という文化財が本来持つ魅力が損なわれている部分があるということなので、その辺りしっかりチェックしていただいて、計画をいいものにしていただければと思います。

◎中内文化財課長 御意見ありがとうございます。そういった点も含めまして、今後検討をさせていただきたいと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

#### 《請願》

◎下村委員長 それでは、次に請願についてであります。

最初に、請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」でございます。執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」学校安全対策課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課。

要旨、2021年度より高知県では、小学校6年生の35人学級編制が可能となった。国が2021年度より5年かけて35人学級を小学校6年生まで拡充することを決めたこともあり、これまでの県独自の措置（小学校1・2年生と中学校1年生の30人以下学級、小学校3～5年生の35人以下学級）を拡大したもので、行き届いた教育を進めるための重要な前進である。しかし、小学校3年生、中学校2・3年生では、1クラスの人数が急増する事態があることから、学び方の改革や新型コロナや新たな感染症対策のためにもさらなる少人数学級の拡充が求められる。また、小規模校の多い高知県においては、複式学級の定数改善、免許外受持解消などのための配置基準の見直しが求められている。

一方、高知県では小学校教員や養護教諭などで、充当率（定数上配置すべき教職員に対する実際の配置数の率）が全国でも最も低くなっている。また、高知県では1か月以上も休んだ先生の代わりに先生が来ない「先生のいない教室」が、2018年度は74件、2019年度は73件、2020年度は60件もあった。行き届いた教育実現のためにも、教員の確保は重要な課題である。

子育て世代の貧困状況が全国に比べても厳しい高知県においては、教育費の保護者負担

をより一層軽減し、お金の心配なく安心して教育を受ける権利を保障することは、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも重要である。

知的障害特別支援学校の深刻な過密状態の解消として2022年度に高知市に開校される新設校の教育条件の充実が求められる。また、過密状態のより抜本的な解決と知的障害児教育の充実のためには、県立で寄宿舎のある知的障害特別支援学校（小中高）を高知市に新設することが望まれる。

地域の文化や生活の中心である学校の統廃合が進めば、地域が衰退する。学校が地域にあることは重要であり、小規模校の存在は感染症対策上も必要である。

日本国憲法や子供の権利条約が生かされた教育を実現するため、子供たち一人一人の教育を受ける権利が保障され、子供たちの豊かな人間性と可能性を育む教育が進められるよう、教育条件整備について以下のことを請願する。

1、教育予算を増やし、次の施策を実現すること。

(1) 小学校、中学校、高等学校の全ての学年を30人以下学級にすること。

(2) 複式学級編制基準を県独自で引き下げ、小学校1年生の単式化と飛び複式学級を解消すること。

(3) 教育費の保護者負担をさらに軽減すること。

(4) は危機管理文化厚生委員会所管分となります。

(5) 高等学校、大学などで学ぶ生徒への就学援助を充実すること。

(6) は危機管理文化厚生委員会所管分となります。

(7) 特別教室へのエアコン設置、地震対策でブロック塀の改修を進めること。

2、正規・専任の教職員を増やし、次の施策を実現すること。

(1) 国の定数を下回らないように学校現場に教職員を配置すること。

(2) 小規模校の多い高知県の現状を踏まえた独自の配置増を図ること。

(3) 休んだ教職員の代替をすぐに配置すること。

(4) 望まない時間講師や免許教科外の担任を減らすための配置増を図ること。

(5) 小学校の専科教員や児童生徒支援の教職員の配置を増やすこと。

3、特別支援教育の充実を図るため、次の施策を行うこと。

(1) 特別支援学級編制標準（現在は1クラス8人）を県独自に引き下げること。

(2) 新設知的障害特別支援学校の教育環境の充実を図ること。

(3) 高知市に県立で寄宿舎のある小・中・高の知的障害特別支援学校を100名規模で新設すること。

請願者、高知市丸ノ内2丁目1-10、子どもと教育を守る高知県連絡会代表世話人、井上美穂ほか6,664人。

紹介議員、塚地佐智、米田稔、吉良富彦、中根佐知、岡田芳秀

受理年月日、令和3年12月14日。

◎下村委員長 それでは、順次関係課からの参考説明を求めます。

◎武田小中学校課長 提出されております請願第1-1号のうち、項目1の(1)、(2)、(3)、項目2の全て、項目3の(1)が小中学校課の担当業務となりますので、この9つの項目を小中学校課より説明させていただきます。

まず、請願項目1(1)の30人以下学級の実現についてです。

学力の問題や不登校、暴力行為などの生徒指導上の課題の解決が求められている中で、本県では平成16年度から全国に先駆けて少人数学級編制の取組を始めてきました。令和3年度現在では、小学校1、2年生と中学校1年生は30人学級編制に、小学校3年生から6年生まで35人学級編制に取り組んでおり、それによって119人増の教員を配置しているところ です。

少人数学級制度については、厳しい予算状況下で小学校の全学年に拡大したところでございます。仮に小中学校の全学年で30人学級編制を実施することとしますと、さらに177人の教員配置が必要となり、まず、現行の少人数学級制度の成果、効果をしっかりと検証する必要があると考えています。少人数学級制度の継続及び拡大には国の加配措置が欠かせませんので、今後も引き続き、国の定数改善の動向を注視しながら、国に対して加配定数の維持、充実を含めた定数改善について要望してまいります。

次に、請願項目1(2)の複式学級の編制基準の改善についてでございます。

現在、本県では複式学級の編制基準については国の基準と同様のものとしておりますが、小学校1年生を含む複式学級の児童が8人の場合において、1年生の学習支援を行う意味で、加配教員の配置により複式解消を行っているところ です。今後もこのことについては継続していきたいと考えています。

しかしながら、本年度の高知県では、小学校79校で168学級、中学校10校で10学級が複式学級となっており、小学校では全体の42%の学校が複式学級を有しております。また、欠学年があることで連続した学年での複式学級が編制できない、いわゆる飛び複式は、義務標準法上では県内で8小学校が有しています。小規模の学校において今後も飛び複式学級の増加が見込まれており、人的措置は容易ではありません。

このような状況において、全ての複式学級の解消を図ったり、学級編制基準の引下げを行うには大変多くの加配教員が必要となるため、高知県独自の対応は厳しい状況であるとと考えています。今後とも、国の定数改善等の動向も注視しながら、国に対してさらに改善に向けた要望をしていきたいと考えています。

次に、請願項目1(3)の教育費の保護者負担の軽減についてでございます。

市町村立小中学校の教材を整備する費用については、設置者であり実施主体として責任を負っている市町村が負担しております。といいましても、この経費につきましては、国

の地方交付税措置がされており、一般財源として市町村に交付されています。市町村教育委員会には、この財政措置も活用しながら各学校での整備をお願いしているところです。この財政措置は、それぞれの市町村が計画的に整備を進めていく上では極めて重要な制度ですので、今後とも、制度の動向に注視するとともに、学校の実態と照らして制度内容の見直し等が必要となりましたら、積極的に要望や提案を行っていきます。

また、就学困難な児童及び生徒の保護者に対しては、学用品費や修学旅行費、クラブ活動費等について、就学援助制度により市町村が援助を行っておりますので、県といたしましてもこの就学援助制度が有効に活用されますよう、市町村に要請してまいります。

次に、請願項目 2（1）の教職員の確保についてでございます。

市町村立学校の教員の定数は、法律によって毎年の学級数等から算定される基礎定数と、毎年国の査定を受けて配分される加配定数を合計したものになります。特に加配定数については基礎定数と異なり、次年度以降の配分が十分に見通せないところがあります。そのため、一定数の定数内の臨時教員を確保し、配置を行っているところです。

また、ここ数年は人材確保が厳しく、教員の未充足が続いておりましたが、令和 3 年度は充足率 100% を達成しております。今後も国の定数改善についての動向にも注視しながら、学校現場における教職員の確保に努めてまいります。

次に、請願項目 2（2）の教職員の独自の配置増についてでございます。

本年度は、本県の公立小中学校において、通常学級と特別支援学級を合わせた学級数が 3 学級以下の小学校は実態として 12 校で全小学校の 6.5%、同じく 3 学級以下の中学校は実態として 17 校で全中学校の 16.8% となっております。そのため、支援には多くの加配が必要となり、高知県独自で配置増を図ることは、厳しい予算状況の下において困難なところです。

次に、請願項目 2（3）の教員の代替者の配置についてでございます。

教員が病気等により休業した場合には、県に臨時教員志願書を提出し名簿登録をしている方を代替教員として配置しております。ただし、臨時的任用を可能とする臨時教員は、退職者が増加し、新卒の志願者が減っている中で、退職教員に臨時教員をお願いすることで何とか確保できている状況です。

また、退職教員の方々は、家庭の都合等で短時間勤務しかできない方も多く、フルタイムで勤務できる臨時教員が減少することで、病気休暇等を取得した教員の後補充が十分にできない状況ができており、児童生徒の皆さんや保護者の方々また学校に大変申し訳なく思っているところです。これから教員の代替者の確実な配置を行うためには、県内在住で教員免許を持つ方を掘り起こすこと、育児休業の代替教員としての任用期間を付した教員採用を行うことにより、教諭として配置すること等が重要だと考えております。

また、教員採用審査の受審者を増やすことも人員の確保につながると考え、県外におけ

る採用審査や県外の正員を対象とした教員採用審査の実施、教諭の受審可能年齢を49歳まで引き上げること等を行っております。あわせて、次年度の臨時教員の志願者について、志願者の受付をいたしましたら、順次採用の内示を行うことで、他県からできるだけ多く雇用し、必要な教員数の確保に努めております。

次に、請願項目2（4）の免許教科外の担任についてでございます。

昨年度、中学校美術科や技術家庭科の技能教科などにおいて、免許のない教員が指導する免許外教科指導の常態化解消を求める意見書が県教育委員会に提出されました。子供の学習権の保障に関わる重要な問題というだけでなく、教員にとっても専門ではない教科を一から学び、教えることは大きな負担となっていることは認識しております。免許外教科指導の常態化解消に向けた取組として、対象教科の免許状を保有している非常勤講師の配置を行っており、本年度は延べ20校に非常勤講師の配置を行い、免許外教科指導の解消に努めました。

また、兼務発令により、中学校において8校分の免許外教科指導の解消にも努めました。このように、兼務発令による近隣校での免許外教科指導の解消は有効な手段の一つであると考えており、今後も採用枠の拡大や兼務発令を含めた効果的な人事配置をより適正に行ってまいります。

次に、請願項目2（5）の専科教員や児童生徒支援の教職員の配置についてでございます。

本県の小学校における専科教員加配につきましては、国からの加配である小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の定数措置により、令和元年度から配置しております。令和元年度は5校5名、令和2年度は15校15名、本年度は16校16名の専科教員の配置をそれぞれの小学校に行い、英語指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導が図られております。

また、本年度は、それに加えて、37校37名の教科担任制に係る専科教員を配置しており、合計53名の教員を配置しております。児童生徒支援加配は、貧困等に起因する学力課題が存在する学校における教育支援や、生徒指導上または進路指導上特別な配慮が必要な児童または生徒に対して当該事情に応じた特別の指導等を行うための国の加配であり、本年度は73名を配置しております。本県の学校や児童生徒の状況を踏まえると、必要不可欠な加配であり、毎年国に対しては、本県が翌年度において必要と考える児童生徒支援加配数を要望しているところですが、少しずつ加配減となっている現状です。これらを県独自で加配することは容易ではなく、配置を増やすには国の加配措置が欠かせませんので、今後も引き続き、国の定数改善の動向を注視しながら、国に対して、加配定数の維持、充実を含めた定数改善について要望してまいります。

最後に、請願項目3（1）の特別支援学級編制についてでございます。



国の定める特別支援学級編制の標準である1学級の上限児童生徒数8名を引き下げ、少人数化して対応することは教育効果を上げる一つの有効な手だてであると考えます。しかしながら、仮に特別支援学級の編制の基準を6人とした場合、今年度であれば54の定数が必要であり、それ以上の特別措置を行ったとすれば、さらに多くの定数が必要となり、本県独自に定数の改善を図ることは困難な状況にあります。そのため本県においては、多人数の特別支援学級がある場合や、障害が重複したり重度の障害がある児童生徒が入級するような場合などは、個別の状況に応じて、児童生徒支援のための加配を措置しているところです。

今後も引き続き、国の加配定数の確保に努めるとともに、国に対して特別支援学級の編制基準の引下げや、それに伴う定数改善について全国都道府県教育長協議会や教育委員協議会とともに要望してまいります。

◎濱川高等学校課長 高等学校課からは、請願項目の1(1)、(5)及び2(4)について御説明をさせていただきます。

まず、請願項目1(1)の30人以下学級についての項目でございます。

教職員の配置は、高校標準法の定めによることが原則であり、生徒数が減少している現状において、教職員数の大幅な増加は厳しい状況でございます。しかしながら、これまでの本県の教育課題の解決のため、県独自の加配定数を積み上げ、習熟度別学習や指導方法の工夫改善など、学力向上支援対策を行ってきております。

また、高等学校では、選択科目別の授業で少人数指導を行っております。さらに、平成26年度から教員とともに学習指導を行う学習支援員を授業や補習で活用するなど、個に応じた指導にも努めてきております。さらに、中山間の高等学校においては、生徒が希望する大学等への進学のための科目選択、教科選択ができるように、昨年度より教育センターから遠隔授業を配信し、少人数授業の開講も実施をしてきております。今後も、生徒へのきめ細かな指導、支援を行うことができるよう授業改善に取り組むとともに、教育環境のさらなる充実を図るため、教職員の加配措置を国にも要望していきたいと考えております。

次に、請願項目1(5)の就学援助の充実についての項目でございます。

高等学校においては、平成26年度に創設された就学支援金制度によって、授業料の実質無償化と同様の効果となる支援や、教材費、部活動に係る費用など授業料以外の支援策として、より経済的に厳しい世帯を支援する目的で創設されている奨学給付金制度によって、保護者の負担軽減を図ってきております。今後も、奨学給付金制度における所得制限の緩和や給付額の改善など、より一層の充実が図られるよう、全国都道府県教育長協議会などを通じまして、引き続き国にも要望してまいりたいと考えております。

最後に、請願項目2の(4)の、望まない時間講師を減らすための教職員の配置増についての項目でございます。高等学校においては、校長とのヒアリングを通じて、毎回時間

講師を必要としないような講座編成の検討を依頼し、時間講師の減少に努めてきているところです。しかし、習熟度別授業や少人数講座を実施し、生徒に対するきめ細かな指導を行うための教科時間数を正規教員のみで対応することは困難であり、そのため一定数の時間講師の配置がどうしても必要となってまいります。今後とも、国等に対しまして定数増を要望し、教員の正規化を図ることで、時間講師の減少に努めてまいります。

高等学校課からは以上でございます。

**◎大崎学校安全対策課長** 請願項目1の(7)特別教室へのエアコン設置とブロック塀の改修について説明をさせていただきます。

まず、特別教室へのエアコンの設置でございます。県立学校の特別教室につきましては、窓を開けて授業をするのに適さないパソコン室や調理室、音楽室などを優先して設置しております。また、コロナ対策として密を避けて授業を行うため、昨年度から国の新型コロナウイルスの臨時交付金を活用しまして、設置を進めているところでございます。今後も、学校の要望を踏まえながら、設置を進めてまいります。

続いて、市町村立学校の特別教室につきましては、平成30年9月時点で34.5%の設置率でございましたが、本年9月1日時点では56.1%と整備が進められてきております。公立小中学校につきましては、国の学校施設環境改善交付金を活用することができますので、引き続き市町村に対しまして、こうした情報提供を行いながら整備を後押ししてまいります。

次に、ブロック塀の改修についてでございます。県立学校では、平成28年度からブロック塀の改修等の対策を実施してきておりまして、令和元年度中に全ての学校の対策は完了しております。市町村立学校につきましては、国の臨時特例交付金や緊急防災・減災事業債などの財源を活用して対策が進められてきております。昨年9月1日時点で対策が未完了の学校は全部で60校ありましたが、今年12月1日時点では29校まで減少しておりまして、こうした学校においても、今後、休校中の学校などを除きまして、来年度までに対策が進められる予定となっております。今後とも市町村に対しまして、早期に対策が実施されますよう、引き続き要請を行ってまいります。

**◎高橋特別支援教育課長** 特別支援教育課からは、請願項目3、特別支援教育の充実を図ることの(2)と(3)について説明をさせていただきます。

まず、(2)新設知的障害特別支援学校の教育環境の充実を図ることについて説明をさせていただきます。県教育委員会は、県中央部の知的障害特別支援学校における児童生徒数の増加傾向による学校の狭隘化等の課題を解決するため、新たに日高特別支援学校高知しんほんまち分校を令和4年4月に開校いたします。新たな学校では、生徒の障害の状態に応じた基礎的な職業教育を行うとともに、地域の企業の協力を得まして、近隣施設の清掃や量販店のバックヤードなどを活用した取組を進め、就労を目指して取り組んでまいりま

す。学校施設につきましては、旧高知江の口特別支援学校を改修して開校するもので、現在改修工事を実施しております。生徒が安全で安心して学びやすい環境整備に努めております。

また、運動場やプールの施設がないことにつきましては、体育の授業は体育館で行うとともに、公共の施設や近隣の学校の施設、近くの公園等の使用を検討しており、授業内容に応じて外部の施設を活用することで、教育上支障がないように取り組んでまいります。

県教育委員会としましては、高知しんほんまち分校に入学する生徒が、卒業後の自立と社会参加に向け、意欲的に学べるよう、引き続き教育環境の充実に取り組んでまいります。

続きまして、3の(3)高知市に県立で寄宿舎のある小・中・高の知的障害特別支援学校を100名規模で新設することについて説明させていただきます。

先ほども申しましたが、県教育委員会として新たに高知県立日高特別支援学校高知しんほんまち分校を令和4年4月に開校いたします。この学校は、令和元年6月から12月に設置されました高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会の提言に沿って設置するものでございます。

寄宿舎の設置につきましては、検討委員会でも協議されてまいりましたが、寄宿舎の設置の目的は通学困難の児童生徒のためとされており、新しい学校が高知市内の中心部で交通の便がよい場所にあることや、スクールバスを走らせることなどから、現状では寄宿舎を設置することは考えておりません。

知的障害児童生徒数については、少子化の傾向がある中でも、近年の傾向を加味したところ、令和22年には現在と同等の人数になると推計しておりまして、課題となっている山田特別支援学校校区では、40ないし50人規模の人数超過の状態が続くと推計されるため、この規模への対応策が必要となります。高知しんほんまち分校は令和6年には最大で66名の学校となりまして、人数超過分を上回る受入れが可能となるため、高知しんほんまち分校の開校により、大規模化、狭隘化の課題は解消できると考えております。したがって、現段階で100名規模の知的障害特別支援学校の設置は必要ないと考えます。

以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

それでは、次に、請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」でございます。

執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 請願第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」幼保支援課。

要旨、2020年4月から高等学校の就学支援金が増額され、年収590万円未満の世帯には、全国的に授業料（施設設備費等を含む）の額が年額39万6,000円まで減免されるようになった。また高知県の場合、年収350万円未満の世帯には、年額43万2,000円まで上乘せして減免される。さらに年収700万円未満までの世帯には、一定額の減免が実現した。このように、多くの世帯で授業料負担が軽減された。しかし、年収700万円以上の世帯は、従来どおり授業料を全額自己負担しなければならない。

さらに平均15万円を超える入学金については、全国的には減免の対象とする県が増えてきているが、高知県の場合は、まだ対象になっていない。

また、高知県の私立高校経常費助成高校生1人当たり単価は、36万7,711円（2021年）なのに対し、公立高校の場合（公立高校生1人当たり消費的支出）は147万9,005円（2018年）で、4倍以上の格差がある。

私立幼稚園、私立小・中・高等学校は公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を果たしている。国や高知県のお金は県民の税金である。公立・私立を問わず教育は公の仕事である。県民のどの子にも同じだけのお金をかけるよう、請願事項の実現を強く求める。

1、保護者の教育費負担の公私間格差を是正すること。

2、経常費助成補助の県加算を高校・中学校だけでなく、幼稚園・小学校にも拡充すること。

3、教育予算を増額すること。

請願者、高知市丸ノ内2丁目1-10、高知私学助成をすすめる会会長、岡村佐由紀ほか1万6,666人。

紹介議員、塚地佐智、米田稔、吉良富彦、中根佐知、岡田芳秀。

受理年月日、令和3年12月14日。

◎下村委員長 それでは、関係課からの参考説明を求めます。

◎田中幼保支援課長 まず請願事項の1つ目、保護者の教育費負担の公私間格差の是正ですが、就学前の教育・保育につきましては、幼児教育の無償化が令和元年10月からスタートしております。これによりまして、幼稚園や保育所等を利用する3歳から5歳の全ての子供の利用料は、一部に上限は設けられていますが、公立、私立を問わず無償となっておりますため、保護者負担にほとんど差はないものと考えております。

次に、請願事項2の経常費助成補助の県加算を高校・中学校だけでなく、幼稚園・小学校にも拡充すること、また、3の教育予算を増額することは、関連しますので併せて説明させていただきます。

幼稚園の運営費は、平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度によりまして、保育所などと共通の給付制度により給付されております。これは、国が毎年、人件費や教育材料費など教育・保育に通常要する費用を勘案し、公定価格を定めており、それに基づ

いて給付されているものでありまして、同じ条件であれば全国同じ金額となっております。この公定価格は、若干ではありますが、ほぼ毎年ベースアップが図られておりますとともに様々な加算の充実が図られているところです。

一方、子ども・子育て新制度に移行していない私立幼稚園、現在、県内では1園ございますが、そこにつきましては従前からある私学助成によります経常費助成補助が継続して行われております。これは、国から示されます国庫補助単価と地方交付税単価を合算した金額をもとに、県が補助金として交付しておりますが、その金額も年々微増しております。

このように、幼稚園や保育所等への運営費への支援は充実が図られていますが、今後も県内各園が教育・保育を提供する上で適正な金額が確保されるよう、国の動きを注視していきたいと考えております。

説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

これで、教育委員会に係る請願を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

ここで15分ほど休憩を入れたいと思います。再開は午後2時45分とします。

(休憩 14時28分 ～ 14時43分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《警察本部》

◎下村委員長 続いて、警察本部について行います。

初めに、議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、各説明者に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎熊坂警察本部長 それでは、警察本部提出の補正予算議案について御説明させていただきます。お手元の資料①令和3年12月高知県議会定例会議案（補正予算）の4ページをお願いいたします。

今議会でお願ひしている補正予算の見込額は、款14警察費の欄に記載のとおり、警察総務費の総額1億571万円の増額となっております。この内訳は、期末勤勉手当の増額や時間外勤務手当の特別要求など、人件費に係るものとなっております。

次に、債務負担行為に関しまして、10ページをお願いいたします。

警察本部としましては、運転免許証更新時講習委託料など3項目、総額で1億4,844万

6,000円の追加をお願いするものでございます。各事業の詳細につきましては、後ほど会計課長から御説明させます。

続きまして、第13号議案高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案につきまして、資料④令和3年12月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の3ページをお願いいたします。

本議案につきましては、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）が一部改正されまして、クロスボウの所持が許可制となること等に伴う銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令の施行による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を考慮し、手数料を新たに徴収することとするなど必要な改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、後ほど生活安全部長に説明させます。

私からは以上でございます。

#### 〈会計課〉

◎下村委員長 続いて、会計課長の説明を求めます。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 それでは、お手元の資料②令和3年12月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）に基づき説明いたします。184ページ、公安委員会補正予算総括表をお願いいたします。

12月補正予算見込額は、1億571万円の増額であります。

まず、歳入予算につきましては、185ページを御覧ください。

款の9国庫支出金の補正額マイナス1,481万円は、機動隊の部隊出動に係る超過勤務手当の財源に充当する国庫補助金が、オリンピック・パラリンピック関連イベントの縮小により、当初予算の見込みを下回ったための減額です。

続いて、歳出予算につきましては、186ページを御覧ください。

目2警察本部費の右側説明欄に記載のとおり、全て人件費であります。人件費補正の内訳は、給料が3,863万6,000円、職員手当が5,902万円、共済費が805万4,000円、それぞれ増額となっております。このうち、職員手当につきましては、所要額が見込みを上回ったことや時間外勤務手当の特別要求による増額の一方、オリンピック・パラリンピック関連イベントの縮小による減額があり、これを差引きしたものとなります。なお、今年度に人事委員会から勧告のありました期末手当の改定については、本年12月の期末手当の引下げを見送りましたので、勧告に基づく人件費の変動は今回はございません。

次に、債務負担行為につきましては、187ページを御覧ください。今回お願いしております債務負担行為は3つの事業です。

1つ目の運転免許証更新時講習委託料の9,365万5,000円は、運転免許証の更新を受けようとする優良、一般、違反者、初心運転者それぞれに対する講習を委託するものです。

2つ目の運転免許停止処分者講習等委託料の4,915万4,000円は、短期、中期、長期それ

ぞれの運転免許停止処分者に対する短縮講習を委託するものです。

3つ目の原付講習委託料の563万7,000円は、原付免許を取得しようとする方に対して行う運転技能の講習を委託するものです。

いずれの委託業務も令和4月から開始されるものですが、契約までの準備期間などを考慮しまして、今回の補正予算でお願いするものであります。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 細かいことかもしれませんが、さっき本部長が総括的に説明されたときには、期末勤勉手当に関する増額という言い方をしたと思うんですけども。期末勤勉手当は減額をさらに先送りしているわけですから、勧告に伴う変動はありませんとさっき言ったわけで、本部長とは違うことを言っているんですけど。

◎熊坂警察本部長 私から申し上げました増額というのは、当初の人数などの見込みとずれた部分の増額でございまして、勧告に基づく変更ではないと。

◎坂本委員 いわゆる新陳代謝とか人員の問題を含めて、期末勤勉手当分の予算は増額になっているわけですね。

◎熊坂警察本部長 そのとおりでございます。

◎坂本委員 分かりました。

それともう一つ、187ページで債務負担行為の追加のお話がありました。これには載っていないんですけども、平成27年からスタートしている自転車運転者講習制度については、委託業務としての予算化はされてないのでしょうか。

◎岡崎交通部長 自転車運転者講習につきましては、該当する違反者がいなくて、要求していないです。

◎坂本委員 3年間で2回ですよ。3年間で2回という実績が、平成27年からこちらでは一切ないということですか。

◎岡崎交通部長 ありません。

◎坂本委員 それは喜ばしいことではありますけども、ただ、もしあった場合に予算を組んでなくても構わないんですか。例えば、どこに委託して、そういう講習を受けてもらうのかとかいうこと。制度としてあるのに、過去に実績がないからといって予算を組んでおかないでいいのでしょうか。

◎熊坂警察本部長 制度として公安委員会が行うとなっている場合には、公安委員会が直営でやる分には委託費用は発生しませんので、今はないということもあります。あったとしても数件であれば、委託業者を探す前に自らで、例えば免許センターなら免許センター等で実施することは可能だと思っております。

◎坂本委員 そうしたら、自転車運転者講習は委託業務としてやらずに、公安委員会で行

うという受け止めでよろしいですか。

◎熊坂警察本部長 現時点ではそうなっております。

◎坂本委員 分かりました。

◎下村委員長 質疑を終わります。

#### 〈生活安全部〉

◎下村委員長 続いて、生活安全部長の説明を求めます。

◎朝倉生活安全部長 それでは、高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案の内容について御説明をいたします。お配りしております青色インデックスの警察本部資料をお開きください。

令和3年6月16日に公布されました、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法、以下改正法と略します、の背景につきましては、最近におけるクロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み、これによる危険を防止するため、許可を受けた者が所持する場合を除いて、その所持を禁止するとともに、その所持許可の要件及び当該所持許可を受けた者の義務を定めたものであります。

次に、改正法の概要を御説明いたします。改正法は、クロスボウの所持の許可、クロスボウの取扱いに関する講習会、クロスボウの所持の許可の更新、クロスボウ射撃練習の資格の認定、国際競技に参加するための外国人のクロスボウの所持の許可等の規定が設けられ、施行日は令和4年3月15日となっております。

次に、条例改正の趣旨を御説明いたします。改正法及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令の施行による地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことを考慮しまして、高知県警察手数料徴収条例の一部を改正し、新たにクロスボウの所持の許可申請に対する審査等に係る手数料を徴収するため、必要な改正をしようとするものでございます。

それでは、条例改正の主な内容について御説明します。

1点目はクロスボウの所持の許可についてです。クロスボウを所持するためには、クロスボウの所持許可申請により、許可証交付等を受ける必要があることから、クロスボウの所持許可申請手数料を徴収することとしております。

2点目はクロスボウの取扱いに関する講習会についてです。クロスボウの所持許可申請及び許可証交付をする前提として、クロスボウの取扱いに関する講習会を受講しておく必要があることから、クロスボウの取扱いに関する講習会の手数を徴収することとしております。

3点目はクロスボウの所持の許可の更新についてです。許可証交付等を受けた後、その者の3回目の誕生日が経過するまでの期間が有効期間とされ、3年後には所持許可の更新の申請をする必要があり、クロスボウの所持許可更新手数料を徴収することとしております。



す。なお、クロスボウの所持許可更新の前提として、クロスボウの取扱いに関する講習会を受けておく必要があり、クロスボウの取扱いに関する講習会の手数料を徴収することとしております。

4点目はクロスボウ射撃練習の資格の認定についてです。クロスボウの所持許可やクロスボウの取扱いに関する講習会の講習修了証明書の交付を受けている者が、クロスボウの射撃指導員の下でクロスボウの選定などのために行う射撃練習の資格を認定するもので、クロスボウ射撃練習資格認定手数料を徴収することとしております。

このほかに、クロスボウの国際競技参加外国人所持許可手数料、やむを得ない事情により更新できなかった者の講習の手数料を徴収することとしております。

次に、施行日です。銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により、施行日が令和4年3月15日と定められたことから、同日を手数料条例の施行日としております。手数料については、地方自治法第228条第1項に、手数料について、全国的に統一して定めることが特に必要と認めるものとして、政令で定める事務について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないと規定されており、示された標準額を徴収する条例としております。

以上が条例議案の説明でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

#### 《監査委員事務局》

◎下村委員長 次に、監査委員事務局について行います。

議案について事務局長の説明を求めます。

◎中村監査委員事務局長 お手元の資料②議案説明書(補正予算)の189ページをお願いいたします。

補正予算につきましては、右の説明欄にございますように監査委員事務局職員の人件費102万3,000円の増額をお願いしております。

補正の主な理由としましては、令和3年度から新たに始まりました内部統制評価報告書の審査業務や住民監査請求への対応などにより、時間外勤務手当等が増加したことなどによるものでございます。

なお、今年度に、人事委員会から勧告のありました期末手当の改定については、本年12月の期末手当の引下げを見送りましたので、勧告に基づく人件費の変動は今回はございません。

説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、監査委員事務局を終わります。

#### 《人事委員会事務局》

◎下村委員長 次に、人事委員会事務局について行います。

議案について事務局長の説明を求めます。

◎澤田人事委員会事務局長 お手元の資料②議案説明書(補正予算)の190ページをお願いいたします。人件費684万8,000円の増額補正でございます。

人件費補正の主な理由としましては、当初予算では育休のため給料が支給されない職員を見込んでおりましたが、実際には代替職員が配置されたことに伴いまして、増額するものでございます。

次に、192ページをお願いいたします。債務負担行為につきまして御説明をさせていただきます。採用試験等申込システムの使用料でございます。期間は令和4年度まで、支出予定額は385万円を限度としております。システムの内容につきまして、別途資料を御用意いたしておりますので、そちらで説明をさせていただきたいと思っております。人事委員会の青色のインデックスのついた資料の1ページをお願いいたします。

このシステムは、職員の採用試験の申込みを民間のシステムを活用しまして、インターネットにより行えるようにするためのものでございまして、平成29年度から導入しております。機能としましては、上段左側のシステムの概要にありますとおり、受験の申込受付、ウェブ上での受験票の発行や合格通知の送付、そのほか受験者へのメールでの連絡などを行うものでございます。

その枠の下にあります課題の項目を御覧ください。試験成績の開示手続きに関することになります。現在は郵送で行っておりますが、来年度からはより一層業務のデジタル化を進めまして、受験者本人がIDとパスワードを用いて試験成績を取り出せる機能を新たに導入するよう予定しております。このことによりまして、受験者にとりましては郵送の手間や負担がなくなり利便性が向上します。また、事務局としましては事務作業の省力化が見込まれまして、誤送付等のリスクも回避できるものと考えております。

次に、上段右側の申込者数等を御覧ください。このシステムは人事委員会が代表して契約し、ほかの任命権者が行う採用試験、例えば警察本部の警察官採用試験や教育委員会の教員採用審査等におきましても利用されるものでございまして、黒丸の2つ目にある今年度の利用状況で言いますと、全部で申込者数が4,200人余りありますが、そのうちネット申込者の割合は98.8%と非常に高い利用率となっております。

次に、資料下段の令和4年度版のスケジュールを御覧ください。

令和4年4月からスタートをいたします教員採用審査及び警察官A採用試験の受付開始と同時にこのシステムを稼働できるようにするために、本年度内に手続を済ませる必要がありますことから、今議会で債務負担の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎西内（隆）副委員長 このシステムはどこに置くんですか。外の企業のサーバーをお借りするような形ですか。

◎澤田人事委員会事務局長 既に民間で用意されておりますものを、使用料を払って利用させてもらうという形になります。プロポーザルでこれから募集をしますけれども、平成29年度からこれまでの実績としましては株式会社マイナビが提供するシステムを利用しております。

◎西内（隆）副委員長 ということは、ほかの自治体などでも同様にサービスを展開しているという理解でいいですか。

◎澤田人事委員会事務局長 それぞれにやり方は異なっておりますけれども、全部の都道府県が既にこのインターネットでの申込みができるようにしております。同じようにプロバイダーを使っているところも多数ございます。

◎梶原委員 関連で。市町村などの対応はどんなふうになっているかお分かりですか。これだけネット申込みが多かったら、各市町村の職員募集なども利便性を考えたら、将来的にはそうなるものだろうと思うんですけど、現状で各市町村の採用募集の対応がもしお分かりだったら。

◎澤田人事委員会事務局長 高知市は同じようにやっておるということで、ほかの市町村は、申し訳ないですけど今存じておりません。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

#### 《議会事務局》

◎下村委員長 次に、議会事務局について行います。

議案について事務局長の説明を求めます。

◎行宗議会事務局長 議会事務局からは、人件費の補正をお願いしております。資料②議案説明書（補正予算）の4ページをお開きください。右端の説明欄を御覧ください。

一般職給与費につきまして、483万5,000円の増額の補正をお願いしてございます。これは、事務局職員の新陳代謝や新型コロナウイルス感染症対策に関連する業務への対応に伴う時間外勤務の増加などによるものでございます。

簡単ですが、説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、議会事務局を終わります。

以上で議案についての審査は終了いたしました。ほかの委員会の採決が終わっていませんので、先に請願と意見書を議題といたしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認めます。

《請願》

◎下村委員長 それでは、請願について審査を行います。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」を議題とし、審査いたします。

それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 執行部の説明もお聞きしましたが、方向としては否定されるものではなくて、努力もされていると。その努力をさらに拍車をかけるために、ぜひともゴーサインを出す方向で、皆さんの御賛同を得たいと思います。

◎ これ毎年出る内容ですけれども、お話もありましたように執行部からも、少人数学級も精いっぱい広めたいし代替職員もできるだけやりたいと言って頑張っているんですけど、財政的な問題もありますし、何でもかんでも増やせばいいという話でもなくって、全体のバランスも考えながらその辺取り組んでいきたいということで、授業改善に取り組みながら、今後も加配措置など引き続き国に要望していくということで、我々としては不一致ということをお願いしたい。

◎ 不一致とかいう問題じゃないがやない、請願の場合は。反対やったら反対ですと。

◎ 反対で。

◎ この請第2-1の説明者がなかったけど、これはどうして。

◎ どこですか、最初にですか。

◎ 最初。請第1-1の人は説明あったけど、2-1が説明なかったでしょう。出しながら説明せんというのは失礼な話です。

◎ そういえばなかったですね。

- ◎ ない場合もありますよね。
- ◎ いや、だから、それはあまりにも議会に対して失礼よ。出す以上は、まして紹介議員も入ったことやから、ちゃんと説明をせないかんです。
- ◎ これは基本的に委員会前にやるわけやないですか。事務局には陳述したいという申出があったわけでしょう。それは1人だけやったわけ。
- ◎ まとめてとお聞きしてます。
- ◎ なんか私学のほうの。
- ◎ 危機管理文化厚生のほうで私学の。
- ◎ けど、この委員会では我々が対応せなね。
- ◎ だから、ここでも説明せないかん、本当は。
- ◎ 今回、特別支援教育の複式とか、飛び複式をなんていうのが本当に切実な問題であるんですよ。教育委員会でもこれでいいと思っているわけではないと思いますけど。これを動かさないといけない。なかなか深刻な。
- ◎ これ、採決と一緒にやったらどうです。
- ◎ 採決のときにまとめて。
- ◎ 後でやってもそんなに時間要るものでもないんで。
- ◎ 1回休憩にしましょう。

◎**下村委員長** 正場に復します。

議案についての審査はまだ終了しておりませんが、ほかの委員会の採決が終わっていませんので、暫時ここで休憩としたいと思います。

再開時間については、後ほど事務局から連絡をさせたいと思いますが、4時から4時半の間に御連絡すると思いますので、よろしくをお願いします。

(休憩 15時17分 ～ 16時30分)

### 《採決》

◎**下村委員長** 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより採決を行います。今回は議案数10件で、予算議案3件、条例その他議案6件、報告議案1件であります。

それでは、採決を行います。

第1号令和3年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号令和3年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第2号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第7号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第7号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第8号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 挙手多数であります。よって、第12号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

ただいま可決されました第12号公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案について、坂本委員から附帯決議案が提出されましたので、書記に配付させます。

(資料配布)

◎**下村委員長** それでは、附帯決議案を書記に朗読させます。

◎**書記** 第12号「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案」に対する附帯決議案。

年度初めや学校行事等で業務量が多い時期に勤務時間を割り振り、延長した時間を長期休業期間等に休日をまとめて取得できる制度を導入するために条例等の整備をするため、今定例会に一部改正条例案が提出されたところである。

しかし、県立学校の教育職員の活用意向は3分の1程度であり、先行導入県でも、活用

実績は少なく、本県市町村でも導入予定の自治体は少ないことなどから、制度導入に当たっての課題は多いと思われる。

制度の導入に当たっての前提をクリアできる職場環境の改善こそが、条例の施行に当たって必要なことであり、「休日のまとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制導入については、下記事項の具体化を求める。

記。

1、時間外在校等時間の上限時間（月42時間、年320時間）の縮減に向け、勤務環境を早期に整備するとともに、実効性の高い働き方改革に取り組むこと。

2、制度の導入や活用を強制しないこと。

以上、決議する。

◎下村委員長 それでは、附帯決議案の提出者の説明を求めます。

◎坂本委員 今朗読されたように、今日の審議も含めて、まだまだこの条例の一部改正条例議案については、可決をされたところではありますし私も賛成はいたしましたけれども、今日の審査の中でも様々な課題は指摘をされましたし、懸念などが出されたというふうに思っています。そういう意味では、今後この制度がどのように職場で適切に運用されていくか、あるいはこの制度を進めていく上でも、導入に当たっての前提をクリアするための職場環境の改善こそが条例の施行に当たって必要なことであると考えていますので、次の2点についてぜひ教育委員会においては念頭に置いた取組をしていただきたいということで、附帯決議案を出させていただきました。

とりわけ、長時間労働の縮減に向けて、勤務環境を早期に整備するとともに実効性の高い働き方改革に取り組む。そして、この制度の導入やあるいは活用について、それぞれの市町村や教育職員に対して活用を強制したりしないということ。これは執行部も今日の審査の中で、それぞれの委員の質問に答えて、そういったことはないというお話をされていますけれども、ぜひそのことの実効性を担保する意味でも、この附帯決議案に委員の皆様のお賛同を得たいということで、提案をさせていただきました。

◎下村委員長 それでは、附帯決議案はただいま提案されたとおりであります。附帯決議案提出に対する質疑を行います。

◎三石委員 1、2とあるけれど、これは先ほどの話で出たことよね。だから、あえてこの附帯決議というような形で出さなくてもいいと思うんです。委員長報告で十分ではなかろうかと私は思うんですけれど。したがって、この附帯決議案の提出ということについては賛成しかねる。

◎下村委員長 質疑ですので、坂本委員、何かお答えとかは。

◎坂本委員 確かに今日の審査の中で、さっきも私も言ったように執行部からもそういう考え方が示されています。私も委員会の中で言いましたように、例えばその学校の中で職

員の意思による選択制であるけれども、その職員に活用が雰囲気として強要されたりとか強制されたりすることがないように。あるいは各市町村に対して、この条例が制定された後、これから説明をしていくということなんですけれども、その説明の中でそれぞれの市町村の自主性を尊重してもらい、導入の強要をしないということなどをきちんと担保していくという意味で、うちの会派としては、賛成はするけれども、そういったことを附帯決議として出していきたいということを出させていただいています。

◎下村委員長 それでは質疑を終わります。

これより附帯決議案の採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これより採決に入ります。

第12号公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案に対する、坂本委員から提出された附帯決議案について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 挙手少数であります。よって、附帯決議案は賛成少数をもって否決されました。

次に、第13号高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第13号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第14号令和4年度当せん金付証票の発売総額に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第14号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第18号(新)安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第18号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第20号令和3年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。



(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第20号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、報第1号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いします。

(執行部退席)

#### 《請願》

◎下村委員長 それでは次に、請願についての審査を行います。

先ほど請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」を、御意見は賜ったところですが、ほかに御意見がなければ、これより採決を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 それでは、請第1-1号の請願を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に、請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」を議題とし、審査いたします。

それでは御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 様々な制度がつくられてはきていますけれども、さらにそれを推し進めてもらいたいという、こういうその保護者の思いに沿うような方向で、ぜひとも賛同をお願いしたいと思えます。

◎ そのほか、ございませんか。

◎下村委員長 それでは、正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行いたいと思えます。

請第2-1号の請願を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。  
小休にします。

(小休)

◎ 先ほども言いましたけども、この請願の第1-1号はこの委員会で説明があったんですが、第2-1号についてはその請願の提出者の説明がないと。ほかの委員会で説明をすることだけでいいのかどうか。その辺り、受付をした段階でどういう話になっているのか。その辺りをきちんとしとかなないと、説明者が全然説明もないのに、これを我々が判断をせないかんという一つの場合です。そういう意味では、丁寧にしていくためには、説明者がきちんと説明をした上で判断をしていくということが大事じゃないかと思いますが、受付の段階でどんな状況なんですかね。

◎ 事務局、その辺りはどんな感じだったでしょうか。

◎ 提出者にこの2件の分について事前に説明をしたいかどうかを確認した上で、説明をしたいという申出がありましたので、委員長にも事前にお話をした上で、相手方にも例年ですけれどこの内容が総務委員会と危機管理文化厚生委員会に分かれている部分もありますので、総務委員会の部分について説明をということでお話ししていました。ただ今回、〇〇委員おっしゃるように、私学の部分が幼稚園は総務委員会になっていますけれども、その部分は触れられず終わっていましたので、細部のところまでの内容までは確認は取れてなかったんですが、当初事務局が説明をする段階では、提出いただいている請願の趣旨説明ということで話しておりました。なお、今日の御意見を今後の請願の際に再度徹底をさせていただきたいと思います。

◎ ましてその紹介議員が連なっているわけですから、紹介議員に対しても失礼な話であって、その辺りはきちんと決め事として今後どうするかということは、これからの請願の取扱いについてはきちんと決めて対応していくことが大事じゃないかと思います。

◎ 丁寧に審議をするためにも、ぜひ具体的に紹介というか、請願の中身について趣旨を説明していただくというのは、それは大変いいことだと思うんです。ただ、これまでも請願を出したからといって、絶対にその趣旨説明、要旨説明に来なければならないということはなかったと思うんです。ですから、今回の場合は、子供と教育、行き届いた教育という同じ趣旨の皆さんの中で起こっていることですので、再度丁寧な説明をぜひともこういうときはしてもらいたいという要請は、紹介議員としてするようにいたしますけれども、請願を出したからといって絶対しなければならないということではないというのは、

酌んでおかなければいけないかなと思います。

◎ 今の議論なんですけれど、〇〇委員がおっしゃったのは、今事務局が確認したように、本來說明をしたいと言ってこられていて今回はなかったから、だから次回はそういうことがないようにというだけの話であって、もう初めから発言の要請がなかったらもちろんそれがかまわないのだけど、あると言いながら来なかったということが問題ということなんですよね。そこが問題やと思うんです。

◎ やっぱそういうふうに事務局が聞いているということなんで、本来であれば〇〇委員が言われたように、来て、それについての主な趣旨は説明するというのが筋かなとは思いますが。

◎ 事務局の手続的にはこれで、多分その説明を受けるというのは、私たちも委員会前に任意で受けているのであって、受ける受けないはこちらが決定もできると思いますし、提出者が説明するしないも、請願は請願権に基づいて出すものでありますので、そこは任意で、必ず説明をしろという、それがなければこちらが取扱いできないというものではないと思います。手続的な話は事務局できちんとその説明自体は任意のもので、私たちの委員会の中でのきちんと請願権に基づいて出された請願を取り扱うという、その委員会内での話とはまた分けて考えるべきだと思います。その上で、やはり〇〇委員の言われたとおり、請願を出される趣旨を直接その思いのある人から聞いたらこちらで審議しやすいという、その辺はお互いが信頼関係に基づいて、こちらでせつかくですからきちんと審議をしたい。そのためには、説明もしてもらいたい。そういう内容だと思います。

◎ そうですね。今、〇〇委員がまとめてくれたように、今後そういうふうに、請願を出される方がちゃんとした真意を伝えたいという思いが強い場合、特に最初にこうやって申入れをしてるときなんかは、きちっとそのようにしてもらおうという方向で、その調整をまた事務局でもちょっと注意していただけたらと思います。本件はそういう形でやりたいと思います。ぜひよろしくお願いします。

◎**下村委員長** それでは、正場に戻したいと思います。

次に、意見書を議題としたいと思います。

意見書（案）1件が提出されております。保育所等の最低基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書（案）が日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書（案）の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎**下村委員長** それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ コロナ禍への対応ということで、保育所等の最低基準である職員配置及び面積基準と保育士の処遇を抜本的に改善することを強く求めるということであるんですけども、全国的にコロナも落ち着き、飲み薬、経口薬も年内には承認される見通しで、インフルエンザ並みになるんじゃないかと言われていまして、この面積基準とか職員配置という部分はもう必要ないのではないかなというところ。それと、処遇改善については、もう既に菅、岸田内閣でも、給与を上げるということと言われていまして、その進捗状況を見守りながら、我々も考えていくべきではないかということで、不一致ということでもあります。

◎下村委員長 正場に復します。

それでは、意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わって、議会運営委員会に差戻したいと思います。

それでは、ここで皆さんにお諮りしたいことがあります。

(資料配付)

◎下村委員長 出先機関等の業務概要調査の再開についてであります。新型コロナウイルス感染症の県内での感染拡大により延期となっていました出先機関調査等については、12月1日の各派代表者会において、調査先の負担にならないように、各委員会で再開の判断をすることが決定されました。

このことを受けまして、延期されていた調査先のうちから実施可能な調査先について日程案を作成しましたので、お手元にお配りしてあります。日程と調査先については、正副委員長で検討し、1月20日木曜日に、延期となっていた出先機関等のうち東部教育事務所、教育センター、公文書館に調査に行くこととし、また、当初の調査予定には入っていませんでしたが、今年度4月に開設された高知国際中学校夜間学級にお伺いして、お話を聞きしてはどうかという御意見が4月にありましたので、この機会に併せて夜間学級についても調査させていただくこととしてはどうかと考えております。

日程案のとおり、出先機関等調査を行うことで御異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、調査の再開に当たっては、調査先の負担にならないように、資料については既存のものを使用することとし、随行についても可能な限り対応してもらうことについて御了承願います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、20日の委員会は休会とし、21日火曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(16時52分閉会)